



いままで別な角度からこれについての若干の質疑があつたわけでございますが、よく大蔵省、国税局当局は、この三法は税調の答申に沿つたものであるということをお答えになつておるわけですが、ところがこの三法の中で、所得税法の中で若干の基準の引き上げとともに勧告の一つのポイントとなつておるのは税率の改正であります。これは今度全然行なわれておらない。それから法人税法と関連して一つのポイントとなつておるのは、長期税制の答申の方針に従つて、租税特別措置を順次整理統合していく、少なくとも新設をしない、こういうことが一つの勧告のポイントになつておる。ところが答弁される場合には、こういう点はおはずしになつて、やつたところだけを言つて、大体こういうことだから勧告の線と同じである、ほとんどはそれでおらない、こういうふうにお答えになつておりますが、私も今回あらためて質問するにあたつて、四十年度の税制改正というのをまた繰り返し読んでみますと、いま言いますように、所得税は所得税、法人税は——直接ありませんが法人税と関連する租税特別措置の中でもそういう点が書かれております。ところが租税特別措置は改廃するどころか、希代の悪法といわれております。これは大蔵省事務当局の中にも強い抵抗があつたと聞いております。配当所得の分離課税といふような点が書かれております。やはりこういう基本的な点が欠けておれば、これは税調の報告に従つたものでない。全面的に反しておるとかいわなければども、少なくとも沿つたものではない、こういうふうに解するのが私はすなおな解釈だと思います。ただ政府案をつくる段階におきましては税制調査会の答申で税率の緩和をはかるだと思うのです。主税局長はあくまでもこの四十年度の改正方針は税調の勧告に従つておる、こういふふうにお思いでござりますか。どうですか。

の負担の軽減をはかるのを最も優先すべきであります。——もちろん税率の緩和をはかることは望ましいことではありますけれども、まあ課税所得三百万円以下というところまで税率緩和をはかることがはたして適當かどうかというような問題が出来ました。ことに税制調査会の答申によりますと、最低税率の八%を廃止いたしましてこれを一〇%に引き上げることになつております。そのためには税率緩和によりまして四百六十億の減収になるとところを、八%の税率を一〇%に上げることによって四百億税収をハックいたしまして、差し引き明年度六十億の減収になる、こういう案になつておつたのでございますが、この案によりますと、税率の変更でありますために、どうしても所得階層別に見ますと、その負担の軽減状況にいろいろ差異が出てまいります。必ずしも所得の低いものの減税割合が多くて所得の高いものの減税割合が低いというような、なだらかな傾向をとらないことになります。

それからもう一つ問題でございますのは、給与所得者の場合には給与所得控除の引き上げがござりますので、いずれも減税になるのでござりますけれども、事業所得者の場合で総所得が三十万円くらい、つまり基礎控除などの諸控除を行なった場合に税率を適用する課税所得が十万円くらいのところにおきましては、税率の引き上げのために、基礎控除を二万円上げましても、何ら減税の恩典を受けることができない階層が生ずるのでございます。この階層は人員からいえばわずかでござりますけれども、しかし今回の減税によつて国民全般が負担の軽減を受ける際に、少しも負担の軽減を受けることがないような階層が生ずることは問題ではないかといふに考えられました。そのためには税率の改正につきましては、今回はこれを見送ることになつたわけでございます。その点におきましては確かに税制調査会の答申とは違つております。

に、これを設ける場合におきましてはその政策的目的が合理的であるかどうか、あるいは租税特別措置によってその政策効果が期待されるかどうか、さらにはその政策的な効果とそれから特別措置を設けることによる弊害とを比較考量いたしまして、より政策的効果が大きい、こういうふうに認められる場合に限つて新設すること、あるいは拡張することは適当であるけれども、そういうテストに合格しないものについては廃止すべきである、これは税制調査会の基本的な態度でございまして。大蔵省といたしましては、昭和三十二年以降租税特別措置につきましては、その目的を達成したと認められるもの、あるいは政策的効果の乏しいと認められるものにつきましては順次これを廃止する方針で今日まで進んできておりのござります。基本税制自体にいろいろ問題のある点もありますせいかございまして、実際問題としては整理合理化をする反面、いろいろ特別措置が年々追加されてまいるというような傾向が非常に強いのでございます。私どもといたしましては税制調査会のいう基本的なテストに合格するものに厳格に限つていただきたいという気持ちは強く持つておるのですがございますが、まあ税負担の点からいたしましてはござりますが、やはりそれぞれの場合の個別的事情に適応した税負担にならないと税に対する不幸、不満が非常に強い、こういうことからいたしまして、個別の事情に応ずるようにある程度特別措置を設けざるを得ないというような事情も生じておるわけでございます。しかしながらこれにつきましては今後さらに厳格にテストを行ないまして、そういうふうな特別措置の拡充にあたりましては厳格にやつていただきたい、かように考えておるのでございまる、こうしたことのようございます。

まず少なくとも本年度行なわれなかつたとするならば来年度は来年度なりのいろいろな勧告があるかと思いますが、少なくとも税率の改正は本年勧告があつたわけでございますから、当然にまた本年度の春闘その他のそれに見合うベースアップといふものがあると思います。こういう点から見ましても当然に税率の改正は必要だと思います。諸控除の引き上げとともに、来年は税率の改正を行なう、こういうことをひとつお約束しておいていただきたいと思いますが、そういうことはできますか。

○衆議院委員　まだ本年の税制改正がきまらない段階で来年のお話を申し上げることはいかがかと思いますが、先般大蔵大臣が記者会見で新聞に発表されておりますように、来年減税財源がございまして減税をやるというような段階になりますれば、税率の改正については優先的に考慮したい、このように大臣が言うておられますので、来年の自然増収がどの程度になり、減税財源がどの程度確保できるか、まだ現在におきましてはそうした見通しがつきませんけれども、大臣のそうちた御意向もございまし、われわれもいたしましてもぜひ税制調査会の答申を守っていきたい、こういう気持ちから、来年におきましては優先的に税率の改正について考慮してまいりたい、かように考えておるのでございます。

○只松委員　私も全部速記録まで見ておりませんが、たぶん大臣が、来年は税率の改正を本年行なわなかつたものについてしたい、こういうことを参議院で答弁なさつておるよう記憶しておるのです。何でしたらあとで調べてみて、大臣が来られてから質問してもよろしいのですけれども、そういうこととあって私は聞いておるので、ぜひ来年は税率の改正をやつていただきたい。

それから租税特別措置法につきましても、本年は全く逆行する租税特別措置が新設されておるわけです。少なくとも今後はそういうことはやらなければいい、基本的には税調の方針に基づき、あるいは一般の国民世論の方向に従つて租税特別措置を整理

統合していく、あるいは廃止していく、こういうふうにお約束できますかどうか、お答えをいただきたい。

○東京府委員 租税特別措置につきましては、先ほど申し上げましたような基本的態度をとつておられます。できる限り税制調査会の答申に沿つた方向で進めてまいりたいと思っております。

なおまた、今回所得税法及び法人税法の全文改正を行なったので、租税特別措置法が所得税あるいは法人税の特例になつてゐる關係上、非常にわかりにくるものになつております。今後この法の整備もはかりたい、その際從來の租税特別措置について根本的な検討を加えたい、かように考へておりますが、何ぶん所得税、法人税の整備だけでも昭和三十五年から今日までかかりましたので、来年すぐに特別措置の根本的な税法整備を行なうということはなかなか困難ではないかと思ひますが、私どもの気持ちをいたしましては、この国会終了後直ちにそういうことに着手いたしまして、できる限り早い機会におきましてそういう方向で處理してまいりたい、かように考えておりまます。ただ来年は、ことしでだいぶ参つております。

○只松委員 あなたたちは国民の中に入つて、いわゆる一般社会の現象といふものになかなかないと思うのですが、これはよく歩いたり、自動車じゃなくて電車に乗つたりして大衆の中に入らなければ、なかなか国民の声というものはわからないわけです。たとえば税金にわりあい無関心であった源泉所得を差つ引かれておる人、労働組合、こういう中でも非常に税金に対する関心が出てきておる。組合の大会のスローガンにも重税といふことが使われる。あるいは東京都のいますわり込みをやつておるところに行つてごらんなさい。赤金に対する関心が出てきたということは喜ぶべき

ことである、こういう面もございましょう。しかしそれは積極的な賛意の意味の関心ではなくて、税金に憎悪を感じる意味で、国民の怒りが出てきています。

○東京府委員 租税特別措置法が所得税によっておこなわれて、こういうものに対する国民の憎悪が出てきておる、いわば納税意識が租税特別措置によつてきわめて阻害されてきておる、こういふことを御存じになつておりますか。

○東京府委員 お話しのように、私ども別に雲の上にあるわけじやございません。よく新聞記者諸君とも接觸いたしまして、また職員の人たちとも接觸いたしまして、いろいろのお気持ちを聞いております。今回のよくな租税特別措置が設けられましたと何と申しましても税の根本は負担の公平という点にござりますので、その負担の公平が害されるといたしましては、できるだけ税の公平といふことを害さないようになりますと、国民の間に納税道義がすたれてくるという傾向があることは御承知のとおりでございます。それゆえにこそ、私どもいたしましては、できるだけ早いいで、できかねるかと存じます。できるだけ早い機会にそういう方向で考えてまいりたいと思つております。

○只松委員 あなたたちは国民の中に入つて、いわゆる一般社会の現象といふものになかなかないと思うのですが、これはよく歩いたり、自動車じゃなくて電車に乗つたりして大衆の中に入らなければ、なかなか国民の声というものはわからないわけです。たとえば税金にわりあい無関心であった源泉所得を差つ引かれておる人、労働組合、こういう中でも非常に税金に対する関心が出てきておる組合の大会のスローガンにも重税といふことが使われる。あるいは東京都のいますわり込みをやつておるところに行つてごらんなさい。赤金に対する関心が出てきたということは喜ぶべき

たとえば配当所得で年百八十万円の所得があると仮定をいたします。一方、事業所得でやはり百八十万円ある、こういうふうに仮定をいたしまして事業所得のほうは、所得税として三十二万四千七百九十九円、住民税として、特別区民税、都民税均等割り等で十一万七百九十九円、事業税といったしまして七万五千五百円、総計五十一万一千八十九円かかる、こういうことになつております。一

方、配当所得の場合には、わずかに源泉控除が現付をしなければなりません。差し引き源泉控除をされただけで、あとは二十円戻つてくる、こういふことがあります。それから還付が三万五千二百十円あるわ

けです。次に、住民税として三万五千百九十九円納付をしなければなりません。差し引き源泉控除をされただけで、あとは二十円戻つてくる、こういふことになるわけでございます。一方、額に汗して働く事業所得者は五十一万円から納めなければなりません。一方、配当分離課税をとる人はわざわざ九万円足らず。これはただ単に納税といふことではなく、あとの本文のときに論議いたしましたけれども、税金を納めない人は三年以下の懲役と罰金を納めなければならぬのです。一方、配当分離課税をとる人はわざわざ九万円足らず。これはただ単に納税といふことになりますと、所得税は納めないけれども、法人税の段階でそのまま八十万の配当所得に対してもそぞそぞ五%に相当するくらいの法人税を納めているんだ、こういう考

えに立つておりますので、所得税こそ納めないけれども、それにかわるべき法人税を納めているんだ、こういう考え方でございます。ただ、そういう考へ方が特に資本と経営と分離しているような大企業の場合は問題ではないか、これは確かにそういう点が問題になるのでございます。したがつて、今後の法人税制の考え方におきましては、いまだに九万円足らず。これはただ単に納税といふことになりますと、所得税は納めないけれども、法人税の段階でそぞそぞ五%に相当するくらいの法人税を納めなければならぬのです。一方、配当分離課税をとる人はわざわざ九万円足らず。これはただ単に納税といふことになりますと、所得税は納めないけれども、法人税の段階でそぞそぞ五%に相当するくらいの法人税を納めているんだ、こういう考え方でございますから、どういうふうにお思ひになり

たとえば配当所得の今回の措置に伴いましては、お話しのとおり所得が大きければ大きいほどその負担の軽減を受ける度合いが大きいわけござります。しかし、それだけにいろいろ問題があるわけでございます。そこで、今回の配当の源泉選択にあたりましては、一銘柄五十万円以上の配当の持つている株主のその株式についての配当、こういったものについては源泉選択を認めないと

あります。ただし、それだけにいろいろ問題があるわけでございます。そこで、今回の配当の源泉選択にあたりましては、一銘柄五十万円以上の配当の持つている株主のその株式についての配当、こういったものについては源泉選択を認めないと

あります。そこで、たとえば一例を、ここでは扶養家族がおることを前提にいたしますと、お話しのよくな事業所得者の場合は所得税、住民税、事業税を納めなければならない。ところが、確かに租税特別措置を講じた者と額に汗して働く者との税金の差があるかということを、ほんとうは義を分散する等のことによつて納めなくてもいい場合が出てまいります。住民税だけ納めればいい、こういうことが出てまいります。ただ、この配当所得につきましては、御案内のとおりわが国が、そこまで事前に通告をしておりませんので、私のはうで一例を申し上げましょ

い。たとえば、事業所得を納めて、事業所得の入る前の百八十万円の所得を得るためにいろいろな品物を扱つておるわけです。その扱つておるものほどこの工場の製品なりいろいろなところではどこの工場の製品なりいろいろなところですきたものなのです。それでも、やはりその過程において税金もかかっておるわけです。だから、法人の場合は純利益として五〇%かかっておるというようなことを言つておりますけれども、この事業所得の場合の中にも、いろいろそういうものを厳密に計算していけば税金はある。そういうことを言つておるのではなくて、いわゆる所得として出てきたものに、片一方はやっとこさかせいで、一生懸命働いてかせいた金にこれだけの税金がかかる。片一方はいわゆる不労所得と言われるものに対しては税金が安いのではないか、こういうことを聞いておるわけです。一般国民もそういうふうに感じておるわけです。だから、あなたが言つてきているように、前にどこの段階でこういう税金がかかるっておる。こういう段階はまた別個の問題、その論議はその論議としてまた私はしないと思うのですが、きょうやつておるのはそういうことではなくて、いわゆる勤労所得と不労所得というものがこれだけの差があります。こういうものがさつき言ったように、国民の納税意欲といふものを引きあわせて阻害をしてきている原因をなしている。このことはそれほど時間がございませんから、そういう例まで話しませんけれども、さつき一例をあげました一般の源泉所得で、税金に關心のなかつた人々も非常に関心を持ってきている。事実私のところにもちょいちょいそういう話を持つてくる人が出てくるようになってまいりました。そういうことを考え合せても、こういう特別措置だからこうなっているのですね。これは別の意味で租税特別措置を講じないで総合課税をしていけばこういうことにならないわけですか、非常にアンバランスな税制のあり方、事実租税特別措置だからこうなっているのですね。これはういうものはすみやかにお改めなさい、こういう

ことを言つておるわけであります。なかなかいります。そうですが、そこまでの返事を泉さんに求めるとはむづかしいかと思いますけれども、どうです政務次官、自民党としてもこれは中小企業を重んずる、あるいは大切にする、こういうことをおっしゃつておりますけれども、この不労所得と事業所得どちらのをごらんにしても一目瞭然、少なくとも民意を得て当選してこられた鍛治さんならば、これはやはりひどい、中小企業者から言われたうのをござる。そういうことを言わざるを得ないとと思うのですが、どうですか、そのとおりですか。

○鍛治政府委員 その面から言えば御説のとおりだと思いますが、この間大臣がいろいろ今日の財政上監督褒貶を超越してやらざるを得なかつたと、こう言つておりますので、その方面からぜひやらなければならぬことだと思つております。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

○衆政府委員 ちょっと補足して申し上げておきますが、配当所得につきまして一五%の配当控除を認めておりますために、配当所得のみを有しておる場合におきましては、夫婦子供三人の場合におきましては、百八十万円くらいまで納めなくていいといふことをきめられておるのです。あとで、この問題、その論議としてまた私はしないと思うのですが、きょうやつておるのはそのとおりです。どこにも秘密がない。それから中小事業所得者あるいは法人も、まあほとんど隠すところなく調査をされています。あとで、調査にも関連してますが、銀行預金の場合にはまあ秘密性が守られておる。繰り返しいわれるように、貯蓄の増強のためということがいわれておりますが、しかしこれもたびたび申しますように、一般的の労働者は一〇〇%、これはもう根元から調査されるわけです。どこにも秘密がない。それから本国民はないらしいですね。ところが銀行預金だけはその秘密性が守られて、税務署長とか特別の権限を有する人たちは税務署に對しては、日本国民ではない限りその預金調査といふものはできない、こういうことになつておる。こういうことは税金といふ面だけではなくて、個人の権利を守つていく、こういう意味において、これは国民の権利を一方侵害し——これは調べることがあつたりまえとするならば侵害ではない。しかし個人の財産の秘密を守ることができるという前提に立つならば、徹底的に調べるのは侵害、こういふことを思つていいと思います。だからこれはものばを使ってもいいと思います。

○鍛治政府委員 の考え方によつて違つきますが、一方は侵害し、一方は侵害されない、こういうことが日本国民としてあつていいことかどうか、一官庁の権限に基づいて……。

○鍛治政府委員 それは個人の秘密を調べるといふことはもちろん個人の自由の侵害でござります。しかしそれは租税特別措置のせいではありません。そこで配当所得ばかりでありますと、百八十万円までも税金を納めなくていい。そこには税金個人の所得税の前取りである、そういう観念に立つておりますために、そういう配当控除一五%認める。そこで配当所得ばかりでありますと、百八十万円までも税金を納めなくていい。そこに問題があることは先ほど申し上げたとおりござります。しかしそれは租税特別措置のせいではありません。その上に、今回さらに特別措置が設けられることになりますので、それが税制としては問題がいろいろある、こういうことでござ

ことを言つておるわけであります。なかなかいります。それから、銀行だって脱税のときはずいぶん調べておりますよ。

○鍛治政府委員 かつてにできましたが、その点は最後はやつておることは間違いございませんか……。ただ、だれでも行つて聞くといふわけにはいかぬでしょう。その点は違いますが、それはまだれでも行つて聞かれぬのは当然じゃなからうかと考えます。特にこういう場合に限つてそれを調べることができます。こういうことの制限を守つてやることでなければならぬと、かように考えます。

○只松委員 法律に基づいて、その法律に従つてやるのですから、不法とは言われぬと思ひます。

○鍛治政府委員 法律に基づいて、その法律にて、調査にも関連してますが、銀行預金の場合にはまあ秘密性が守られておる。繰り返しいわれるよう、貯蓄の増強のためといふことがいわれておりますが、しかしこれもたびたび申しますように、一般の労働者は一〇〇%、これはもう根元から調査されるわけです。どこにも秘密がない。それから本国民ではない限りその預金調査といふものはできないことがあたりまつておる。預金の秘密といふことで……。調べることは特定のとき以外、よほどの脱税をしたとか、何かいわゆる犯罪になつてゐるのですね。銀行預金の場合は調べられないことがあります。特にこういう場合に限つてそれを調べることができます。ただし、たびたび答弁していることからもすべてわかる。したがつて銀行預金といふのは分離課税といふものが行なわれてもおるわけなんです。ところが一般的の勤労所得税や事業所得税あるいは法人税、こういうものはは調べることを前提にしている。これは大臣がたびたび答弁していることからもすべてわかる。したがつて銀行預金といふのは分離課税といふものが行なわれてもおるわけなんです。ところが一般的の勤労所得税や事業所得税あるいは法人税、こういうものはは調べることを前提としている。これは国民の権利の問題とやつておられるのだから私有権の問題です。大事なことですよ、これは。

○鍛治政府委員 個人の場合は自由に調べられるといふ考え方があるが、一方は侵害されないといふ考え方があるが、どちらもじやないですか。それは特に税法上やむを得ざるときのみ調べるのであって、何でも調べるといふものじやなからうと思うのです。ただ銀行においての調べ方と個人のものの調べ方は、それは銀行といふものを一つ通して調べるのですからそういうことになるが、個人だって頭から何でもかんでも調べていいとい

うものじやないと思ひます。それは制限があるわけなんです。しかしながら調べなければならぬ場合に調べるもの、こういう大前提でなかつたら、それは法律上解釈はできぬと私は心得ます。

○只松委員 どうも名弁護士さんも、こういうことになるとなかなか答弁が困難なようですが、泉さんでもけつこうでございます。どうですか。

○喜田村説明員 銀行預金の調査につきまして、ただいま銀行は原則として調べない、ただ非常に犯罪の疑いがあるというようなときだけに例外的に調べるというお話をございましたが、現在の現実の税務の行政におきましては、そのように非常に制限的に解しているわけではございません。たゞもちろん銀行調査に行くときは税務署長の依頼書ですか、何かそういう書類を持つて行く、こ入れていく、納税者のほうの帳面も何も調べないです、いきなり預金からばく然と行って、この中から何かないかということを探してくるというような調査のやり方というのは、貯蓄の奨励という趣旨から必ずしも適当でないということで、必要ある場合には税務署長の書面を持って行く、こう手続的な制限はいたしておりますが、趣旨といったままで銀行預金の調査をきわめて例外的に運用しているということではございませんし、それからまた一般調査におきましても、先ほど政務次官がおつしやつたように、何でもかでも無制限にできるいうものではなくて、必要ある場合はといふ税法上の制限がございまして、必要のないのに何でもひつかき回すということは、こういうことは運用といつしましてもやつております。

○只松委員 ことばかりをとらえるわけではありませんが、署長の許可を求めて行くというのは、どういう法律的な権限なり、あるいはたとえば省令なり政令なり何なり、何かそういう特別な何か慣行に基づいてですか。

○喜田村説明員 それは国税庁長官からの下部一般職員といいますか。税務局署に対する通達といふかつこうで出でております。

それから、その趣旨は、先ほどちょっと申し落としましたが、一般職員が自分の判断だけで任意に銀行調査をやるということになりますと、その担当者の恣意によりまして預金が調べられる場合と調べられない場合と、非常にアンバランスが出るということで、その統一をはかるという趣旨でいまの署長の書面を持って行くという、こういう運用をしているわけでございます。

○只松委員 通達の問題はあとでやりますからなにしますが、通達によってそういうことができたりできなかつたりするというのはたいへんおかしいです。一方、これは個人の金庫は非常に個人にとって大事なものなのです。金が入つておるだけではなくて、そり言つちやなんだけれども、プライバシーの問題のラブレターが入つておるか、これはいろいろなものが入つておるわけなんです。金庫は税務署の人は自由自在にあけることができる。これはあなた方は笑つてそんなことができると言うかもしねいけれども、これはちよつとあけてくださいといふときに、もし拒否すれば罰則その他の条項がありますし、これはなかなか拒否できないのですね、実際問題として……特に税務署員といふものは一般国民はいま非常に畏怖の念をもつて接しておるのですから、これをちよつとあけてください、こう言われたら——私の知つてゐる人はカバンを見せてえらい目にあつた人があつて、カバンを見せてえらい目にあつた人があられるわけです。これは必要ならあとでその事例を教えるわけです。これは必要ならあとでその事例を教えてもよろしくござりますけれども、そのくらいカバンでも、金庫でも、一般国民はかつてにあけられる。あなたのほうはおい、あけろ、こう見つけてあけさせるのじやないが、これはひとつすみませんが、ちょっとあけてくれませんか、こう言つてもこれはあけることを拒むことはできませんが、そう言つてはあけることを拒むことはできませんが、そう言つてはあけることを拒むことはできませんが、

○喜田村説明員 お話をのように刑事案件の場合における法律的な解釈から徴税の技術まで入つてきておりますけれども、こうやつて片一方にはいわゆる署長の許可がないと、なかなか容易にいかない、

○只松委員 いろいろあるのあります。片一方大きな金庫なんというのがあるのをやはりおいそれと税務職員に見せればたいへんなことになる。これは見せないと何か隠しているんだろう、こういうことで今度はか

のところでえらいシラミづぶしに調べられる、これいふことになつてくる。金庫をあける権限といふのはどこからくるのですか。

○喜田村説明員 ただいまおっしゃったように、現在の現実の質問検査のやり方といいたしまして、

○只松委員 それでは納税者が見せなければ、金庫なりかばんなりそういうものはあける必要はない、こういうふうに解してよろしくうございますか。

○喜田村説明員 法律的に突き詰めていきますと、その中にたとえば帳簿類があることが大体推定できる、その調査をする必要があるというときには、質問検査権に基づいてできるわけでございまます。しかし現実の運用といたしましては、そのような場合には原則として承諾を得て出してもらひます。

○只松委員 だから現実の問題として、それは帳簿だけであつていろいろなものが入つておるわけないだろか、こういうことを言つておるわけないです。ひとつその金庫はほんとうに本人が承諾しなければあけないでいい、こういうことならば

そのようにここで明確にお答えをしておいていただきたいと思います。

○喜田村説明員 金庫はいま運用としてそうやっておると申しただけでございまして、法律的に言いますと先ほど申しましたように検査ができる。

その中に入つていてると思われる場合には税法に基づいて検査ができるということになっておりますので、絶対あけなくともいい、こういうふうには申し上げかねます。

○只松委員 刑法上の犯人にも自己の不利なものには黙秘權といふものがあるのです。しかし税務署に対してもは國民は何らの救済権といふものはないということですか。

○喜田村説明員 お話をのように刑事案件の場合にお

です。これは何があるんだろうというわけで、ほかのものを徹底的に調べるかあるいはその日は帰つてもまたほかでやるか、今度は銀行なり取引先なりほかのところを調べてくるか、えらいことになるわけです。だから結論的にはこれをあけなければならぬ、こういうのがいま徴税技術の実態なんです。末端にいつて私たちはそちらの中

小企業の人から大体そういうことで相談を受けるわけなんです。だから結論的にはこれをあけなければならぬ、こういうものがいるあります。片一方大きな金庫なん

が、そう言つては何だけれども、家族にないしょが、そういうものもあります。片一方大きな金庫なん

が、そう言つては何だけれども、家族にないしょが、そういうものもあります。片一方大きな金庫なん</

六

きましては黙秘権があるということになつておりますが、これは行政事件につきましては適用がないというものが公定解釈になつております。したがつて税の調査の場合におきましては行政事件でござりますので黙秘権の適用はないということに

かっておりますのでござります。  
○只松委員 黙秘権がないことくらいは——そう  
いう默秘権に類似する最終的なところの救済の手  
段、二つあります。

○泉政府委員 それは税務職員の調査が違法である場合におきましてはその救済を求めるることは当然ですか、こういうことです。

然であります。その手続に従つて  
救済を求めるわけでございます。ただ税務職員  
が法律に従いまして適法な権限を行使している場  
合にはそれに従わなければならない、こういうこ

○只松委員 私はほかの論議がありますから、この問題は法律的にはこれ以上深くいたしませんけれども、なるわけです。

れとも、かりにあなたが言うとおりに適法に行な  
われておった場合に国民には拒否する権利がな  
い、こういうふうに解釈いたしましょう。とする

税務署署長が許可しないと行けない、こういう権利というものが発生しているのです。あるのは通達で、(ふく)「東京上り行支店」こうこうへ、皆

一般的の慣行というものは英國の慣習法以上に強い規制力を持ってきています。これは行政方が強いから、特に大蔵とか徵稅の場合には、そういう書

長さんには許可すれば行けるんだ、こうおっしゃいますけれども、事実上は一般税務職員は立ち入ることのできない銀行というものがあるんですよ。

「原稿用紙を手取る」  
長居

そんなかつてに銀行にどんどん調べを行つていま  
すか。調べに行つた事実や何かがあつたらあとで

程度銀行に調査に行ってはりますか。それは数えるほどしかないです。

○鍛冶政府委員 これは銀行は第三者ですか、

納税者そのものじゃないんです。これでたいへんな違いがあると思います。それともう一つは、銀行業という特殊の業務であるというところから違うのであります。中はどうもラブレターがあるかもしれない、それをあけてみる、そんなものがあるかもしれない、それで初めに言えるので、そうでないのをあけろと言えばこれは確かに不法であると思います。そういう場合に限るものと私は考えております。

○只松委員 いま銀行は第三者とおっしゃいましたけれども、それならばAという事業所の税金のことについて調査を行つてある場合にB、Cという取引先やらあるいは原料仕入れ先やらその他は第三者です。こういうものには自由に行けるんですよ。こういうものは署長さんの許可を得なければいけない、こういうものじゃないです。銀行なるがゆえに貯蓄増強という二つの大義名分、それから秘密性、これは資本主義社会においてかつてに考え出された秘密性なんですよ。秘密は銀行預金も秘密であるかもしだぬが、個人がいろいろなことをやついておまえは幾ら月給を取つてある、こういった場合に、会社や何かではお互い同士わかつてありますけれども、隣近所や何かでは言いたくない場合もあると思うんですよ。そのかわり税務職員は秘密を漏らすことはできないという義務を課せられていますが、結局税務職員の前には国民党は裸なんですよ。ただ預金者だけが秘密を守られておる、こういうことになつておるのです。だから私はそのことは不平等ではないかということを一番最初に触れたわけです。一方はそういうふうに預金なるがゆえに秘密が守られて手を触れられない。今日、そう言ってはなんですかけれども、脱税の最も大きなものは、私は銀行預金だと思ってい

るのです。この本論を、ただ私がさつきから言つているように、徵税の技術上の問題を中心に聞い

ているからあれば、今日銀行預金はそれだけの秘密がある。どういう税金が取られているか、これも秘密ですから、推計以外にはなかなか容りでないけれども、おそらく税金の把握の一番困難なのは銀行だと思っている。把握が困難だといふことは脱税が行なわれているということなんですよ。だから、私は作為的な脱税だということをもさつきちよつと言つたわけです。銀行預金は作為的であるか非作為的であるか、とにかく脱税が行なわれている。一般的の労働所得者は一〇〇%取られない。事業所得者というのも完全に捕捉されている。こういうことが法の平等のもとにあってはならないということです。その具体的な内容として、一つの問題として銀行にはなかなか調査に行なわれている。事業所得者といふものも完全に捕捉されてしまつた。こういうことを言つてはならないということです。その具体的な内容として、一つの問題として銀行にはなかなか調査に行なわれている。一般的の個人の場合には、金庫でもあけなさいと言えばすぐあけなければならない。こういうことは国民はなかなか納得しないのではないか、こういうことを言つてはならない。こういうものが入っているんですね。金庫に入っている金庫には帳簿には帳簿以外にいろいろなものが入っているんですね。そういうもののやはり税務職員の前には見せなければならぬ。片一方では預金なるがゆえに、預金だけの秘密があつてさわることができる。しかし一般国民は税法上の問題、金の問題だけではなく、プライバシーの問題にまでわたって税務職員の前に全部を出さなければならない、裸にならなければならぬ、こういう事態があります。こういうことはきわめて意識的にそれが考えたつて不合理じゃないですか。たとえば鍛治さんの家に——弁護士さんですし、代議士だから、そら簡単には税務職員も来ないし、また踏み込めないでようけれども、鍛治さんも落選されたことがあるわけですから、そういうときに何かあって、ただ選挙違反や何かなら別ですが、単なる税法上の問題で

ないですよ。銀行をお調べになるのは摘発か何か、ある意味ではそういう事件が起こらないと、一般的に調べられているのは少ないのでよ。それならあとでけっこうですから、どれだけの銀行を税務署で調べたか、資料を出してください。私がいま言っているのは一般的の調査のことと言っているのです。あなたの言っているのは、銀行や何かを調べているのは一般的の調査じゃない。脱税の摘発やいろいろなどがあった場合には銀行を調べておりますよ。一般的の納税申告に基づいてそれが大体適当であるか不適当であるかということで銀行を調べたことがあれば、あとで資料を出してもらいたい。

それからあとの必要があれば、こういうことなんですね。何でもかんでも調べるのじゃない、そのくらいのことはわかっていますよ。しかし必要があるからあけてくださいということです。必要があるからあけてくださいと言わればあけざるを得ないということをぼくは言っているのです。そういうことばのやりとりやその解釈論だけで私は言っているのではない。現実に徴税官と行つて、一応帳簿を見て、済みませんが金庫を見せてくれませんかと言ったときに、あけざるを得ない。必要があるから言っている。必要がなければ——この中に変なところがあるから、帳簿が何か入っているからあけてくれと言わればあけざるを得ないと、こう言っている。ことばのあやではなくて、あるいは解釈論じゃなくて、実際に徴税の問題と関連して、一方そういう租税特別措置が行なわれる。それに基づく秘密性というものが、片一方一般国民は文字どおり裸になつて税務署の前に調べられておる。こういうことを言つておるわけですから、もう少しどんなおに答弁をしてください。

はつくりかねる状況でござります。ただ決してそんなに少ないものではない。先ほどおっしゃったように、査察の場合であるとかあるいは特別調査の場合であるとか、そういうきわめて例外的な場合にだけ行なつてゐるのではなくて、もつとたびたび行なつてゐるということは一般的には言えると思ひます。

○只松委員 どうもまともな答弁を得られませんので、押し問答式になります。またあとで同僚議員なんかがこういう問題についていろいろ御質問をいたしますので、私はそういう問題提起だけを一応いたしておきましたし、次に進みたいと思いま

勧告以来、法人税は個人の所得税の前取りであるという観念に立つておるわけでございます。したがいましてシャウブ勧告のときには、法人税の税率は三五%一本であったわけでございます。しかしその後御承知のとおり、昭和二十八年以降租税特別措置がいろいろ設けられるに従いまして、実際問題として租税特別措置を十分利用しやすい大企業と、そうでない中小法人との間におきまして、税負担にいろいろ差異があるじゃないかというようなことから、税率を現在の二段階にいたしておりますわけでございます。

そこでこれを多段階の税率にするかどうかということにつきましては、もうずっと以前から租税調査会におきまして、いろいろ検討されております。その際にまず根本的に問題になりますのは、いまの法人擬制説的な考え方に基づく法人税は、個人の所得税の前取りであるという観念がいいのかどうか、法人税の本質というものを考え方直す必要があるかどうか、この問題でございます。これにつきましては御承知のとおり、昨今諸外国でも法人税が転嫁されるのではないか。そういう意味では法人税は、所得税といつてもほかの流通税と同じような部面があるのではないか。そうすれば法人擬制説に基づいて個人の所得税の前取りだけ観念するのではなくて、法人に独立に課税すべき部分があるのでないか。こういう考え方が出でてくるわけでございまして、租税調査会におきましても、昨年いろいろ実態調査をいたしたのですが、確かに法人税が転嫁されているとうふうに認められる事跡もあるわけでござります。しかしこの点はまだ十分な結論を得ておりませんので、今後租税調査会におきまして、法人税の考え方について、さらに根本的に検討することになっておるのでございます。

ただ、そういうふうに法人税の考え方を再検討するのでなければ、租税調査会の答申にいわれておりますように、現在の法人税の考え方を前提にいたしますと、あまり法人税の税率の段階を多くすることは好ましくない。したがって租税調査会

の答申には、今回法人税の税率を引き下げるときにも、段階を三段階にするのでなしに、いまの軽減税率でありますところの三三%のほうを二%引き下げるのが適当である、こういうような答申になつておるわけでございます。したがつて、事は非常にめんどうでございますが、法人税の本質論をもつと検討いたしまして、転嫁されている等の事跡につきまして、さらに詳細な検討をいたしました上でそういう点を検討してまいりたい、かよう考えておるのでござります。

○只松委員 政務次官は自民党としてお出になつておるわけでございますが、自民党としては山中さんがここに税制小委員長としておいでですか、打ち合わせしてもけつこうですから、どうですか。政府側としても中小企業の味方であるということを常にPRされておるわけでございますが、これはPRという立場だけではなくて、現状の日本の経済構造というところから見ても、むしろそういうことを考えなかつたのはおそきに失した。別に私がきょう質問したから、私が言つたから、多段階にするとかなんとかいうことではなくて、中小企業をほんとうに救うという立場からもこれは少なくとも三段階にする。零細企業一つくらいを別に二〇%くらいにして低い税率を設けて、中小企業に対処していくということが当然のことだと思うのですが、どうです、そういうふうにお思いになりませんか。

○銀治政府委員 中小企業者を保護しなければならぬということは当然でございます。ことにわが国の実際の面から、経済面から考えましても、何といってもまだまだ中小企業でございますから、中小企業を育成する、また税をできるだけ安くしなければならぬということは当然だと思います。そうかといって法人のはうにずいぶん安いことにしますと、個人といたへんな隙隔が出てくるものですから、そいらがよほど大事なところじやないかと思います。実はこまかいことはあまり知りませんが、そういう意味で保護せられるだけのことをするのは当然でございますが、あまりに法人

としてしまってもいかぬのじやないか、かよう考  
えております。

○只松委員 もちろん法人だけ安くしろということは何も言つていません。ただ事業税その他と関連してやることは当然ですけれども、あまりりんご園の問題を議論するよりは、正直に

円の会社も、百万円の会社も税率がほとんど変わらない。きょうは税調の問題ではありませんが、地方税に至つては——地方税は多少違つてきますけれども、国税の場合にはほとんど変わらないわけですね。こういうことはあまり中小企業の味方だとうっしゃることはやめになれば別でございますけれども、一生懸命にPRされる以上は当然にお考えになる。もちろん他税との関連は当然でござりますけれども、そういうことを考えた上で三段階においおいしていくことが私は当然だと思います。そういうことを言つているのです。

○鍛冶政府委員 それはいまおっしゃるとおりに、できるだけこれを保護していく。税法においてもこれを認めて、その方針でいくべきことは当然であると思ひます。

そのから今回の配当分離課税というものは、すでに証券界等ではパンフレットまでつくりたり、雑誌までつくって宣伝しているわけですが。いわば法律は年度内に通るわけですが、実際上の問題として、証券界にはもうできたということも同じ効果をもたらしている。にもかかわらず、御承知のように株価はダウでも千二百円を割っている、こういうことです。皆さん方がおっしゃっているように、この税金対策で全然一%も役に立たないとかマイナスになったということまでの極論は申しませんけれども、あなたたちが宣伝されあるいはお考えになるほど、この配当分離課税というものは株式市場の育成のために役に立っていない。こういうことが私たちの考え方ですし、一般にもそう言われている。今度のこれだけ悪評さくさくたる、世界にも例を見ない悪法だ、こういうことを言われておりますこの配当分離課税をしてどの程度——すでにいまからとおっしゃ

○貝松委員 それから最後に、いわゆる国税を納める関係にある外国の法人数が日本にどれだけあるか。さらにその法人の調査を担当しておる専門の調査官がどれだけおられるか。またその課税額等が、いまおわかりになればいまでもけつこうですが、そうでなければあとで資料としてひとつ御提出をいただきたい。聞くところによると、専門の調査官が少なくて、それからことばがなかなか通じないことや何かで、たとえばスペイン人に対して英語でやる。そうすると、中に立っている通訳が適当なことを言えば適当にごまかされて、なかなか完全な調査が行なわれておらないというふうを聞いております。外国人にはどうしても日本人人というのは弱いわけでございまして、具体的な例も私は一、二知っておりますけれども、ひとつ

す。そこで、これは国税庁のほうでけつこうでございますが、各国における租税法定主義の根拠と申しますか、いわば立法例ですが、そういうものの御存じでしたら、全文でなくて一、二でもけつこうですが、博学の士が国税庁には多いということですから、ひとつ教えていただきたい。

○泉政府委員 稟税法定主義と申しますのは、ほど政務次官からお答えいたしましたように、課税いたしまする場合におきましては、まず納稅義務者がだれであり、課税標準が何であり、税率がどうなつており、納稅の時期がいつまで、どういう手続で納めるか、こういうことについて法律で規定されておらなければならないというわけでござります。その意味では、どこの国も租税法定主義のたてまえをとつておるわけですが、まし

おきましても、たとえばアメリカではやはりイン  
ターナル・レベニュー・コードがございますが、  
そのほかに、わが国の政令あるいは省令に当たる  
ようなレギュレーションというのがございます。  
そなはかに国税庁の解釈通達に属するところのル  
ーリングというのがございましてそのルーリング  
によつて、実際問題、日々生じてくるところの複  
雑な事柄を処理するということになつておるので  
ござります。そういう意味では、わが国の税法  
は、今回の全文改正によつてそういうところに近  
づいたということが言えると思うでございま  
す。

○只松委員 御説明だけでなく、先回りしてい  
ろいろ御答弁もありました。今までの不備の点  
を今回の改正法で補うるべく、こうへうる話があつ  
た。

○衆議院委員　お話のとおり今回の配当についての特別措置が資本市場にどの程度の影響があるか、これはなかなか容易に測定することは困難でございまして、ことに資本市場の場合におきましては、税制だけの問題でなくて、企業の収益率、したがつてその配当率がどうなるかということ、あるいは金融政策がどうなるかということ、世界情勢が今後どういうふうになつていくか、日本経済の発展が今後どういうふうになつていくか、こういったいろいろ他の要因によつてきめられる面が多いのでござります。したがつて、税制でやつたからといってすぐにそれだけで効果があるというものではなかろうと私は思ひます。またそれがだけ税制だけにあまり過大な期待を寄せられることも困ることと思うのでござります。しかしながら、そういういろいろな条件が満たされませんならば、今回この措置によって証券市場に相当な効果があるのでないかと思つておるのでございまます。

そういうことが今後ないように、銀行預金者といえども、あるいは一般労働者といえども、それから日本国民といえども、外国人といえども、ひとつ平等にやっていただきたいと思います。そういう資料を後日御提出いただきたいと思います。  
○喜田村説明員　ただいま手元に資料がございませんので、後日提出いたします。  
○只松委員　それでは引き続きまして、所得税法、法人税法の全文改正案関係について質疑を行なってまいりたいと思います。  
これは鍛冶さんの一番お得意なところだと思いながら、租税法定主義というのは税法の基本原則になつておられます。租税法定主義とは一体何でありますか。  
○鍛冶政府委員　私は税法には暗いので、確實な答弁はできませんが、法律によつて定められたるもの以外には租税として取れないのだ、そういう原則をいうものと思います。  
〔名答弁だ、そのとおり」と呼ぶ者あり〕  
○只松委員　いま名答弁ということとばがありますたようだ、まことにそのとおりでございます。いわゆる国民はその国が制定した法律に基づいてのみ税金を納めねばいい、こういうことでございま

て、各国におきましても、それぞれ租税法典が制定されております。そういう意味では、わが国の従来の所得税、法人税につきましては、条文数も比較的少なく、相当重要な事項が政令以下の段階に入つておつたり、あるいはきわめて重要な事柄を国税庁長官の取り扱い通達で定めておつた、こういったような事柄がございました。そこで今回この所得税法及び法人税法の全部改正におきましては、そういうことをなくするために、税の先ほど申し上げました点についての基本的な事項は法律で規定する。そういう意味で、従来取り扱い通達にゆだねておつたものも、できるだけ法律で規定するようにつとめました。その意味では、今回の税法改正によりまして、わが国の税法は整理されたものになつてゐると思ふのでございます。しかしながら御承知のとおり世の中の事柄は非常に複雑多岐でございます。したがつて、税法で規定を設けた場合におきましても、その規定の解釈、運用という点は、この規定だけでなかなかわかりかねる場合が出てまいります。そこでそういう場合に、国税庁いたしましては、できるだけ課税の統一をはかる趣旨におきまして、税法に規定されていることとはこういう意味であるといふこととの解釈通達を出さざるを得ない。これは外国に

○泉政府委員 租税法定主義と申しますのは、先ほど政務次官からお答えいたしましたように、課税いたしますする場合におきましては、まず納税義務者がだれであり、課税標準が何であり、税率がどうなつており、納税の時期がいつまでで、どういう手続で納めるか、こういうことについて法律で規定されておらなければならぬというわけでござります。その意味では、どこの国も租税法定主義のたてまえをとつておるわけでございまし

によって、実際問題、日々生じてくるところの複雑な事柄を処理するということになつておるのでござります。そういう意味では、わが国の税法は、今回の全文改正によつてそういうところに近くいたということが言えると思うのでございま

たわけですが、おいおいそういう点についても聞いてまいりたいと思います。

それではこの法定主義と最も関係があります政

令、省令、通達といふものの意義につきまして、その委任を受けまして、その委任の範囲内

でござりますが、ひとつお聞きしてお

立場から見て、全國的にとつていく、こういうことがはたして簡単にお答えをいただきたい。何ならここに法制局の書いたあれもございますから……。

○泉政府委員 政令と申しますのは、御承知のとおり法律の委任を受けまして、その委任の範囲内でこまかいと言つてはあれでございますが、具体的な事項を規定するのが趣旨でございます。今回の所得税法及び法人税法の全文改正にあたりましては、先ほど申し上げましたように、税の基本的な事項については、すべて法律で規定いたしました。ただ、たとえば引き当て金とかというようなものの限度額の計算であるとかというような、技術的な計算のこまかい点は政令で規定する、あるいは固定資産の範囲につきまして、およそはきまつておるのでありますけれども、こまかい、どういう資産が固定資産に入るか、あるいは繰り延べ資産とされたものは、範囲はどこまであるか、こういったこまかい事柄を政令で規定するといふことにつけまして、法律と政令を見ればわかる。手続のどういう書式でどこを経由して出すかというようなことは省令で規定する、こういうことにつとめたのでござります。

それから、通達のほうは、先ほど申し上げましたように、税法でそういう規定を設けましても、税法でとつておる用語について解釈的なことを明らかにして、課税の統一をはかるために通達を出しておるわけでござりますが、これは直接国民を規制するというのではなくて、それによって規制するというのをやつておるのが通達だと思いまして、税務官庁が仕事をやっていくという國税長官の訓令になるわけでございます。したがつ

て、それはあくまでも課税の統一を国税庁という旨に基づいておるものでございます。

○只松委員 このように社会情勢が複雑になっておりますと、これから徵稅をしていく徵稅事務といふものはきわめてまた複雜であるし、したがつて法律をつくれば相当膨大なものが必要で、勢い政令、省令あるいは通達、そういう事項にまたなければならない、ということは私どももわかります。しかし、この稅務行政の内容といふものは、ほかの、たとえば文部行政やあるいは厚生行政、こういうものと違つて、いわゆる現在の資本主義社会の根幹をなしておる私有財産制度に基づく、あるいはこの中の、これは資本主義の本質的な問題じやないけれども、現代社会のそういう経済をささえおる貨幣制度、こういうものの一連のものをずっと考えてくる場合に、いま言いましては、他の行政官庁と違つて直接国民から金銭を受け取つて、いわば國税庁側からいえば取り上げておる、こういう役所なんですね。大蔵省はそれに基づいて予算をつくって國家行政を行なつて、こういうことでございます。單なるほかの役所と違つて、したがつてこういう政令、省令、通達といふものは単に抽象的な問題ではなくて、国民の財産と密接な関係を持つてくるわけなんです。したがつて、一片の通達あるいは政令、命令、通達といふものが、その他のたとえばここで言えども政令で數額を規定しておる、こういうことのあるわけです。こういうふうに法律に規定してないことが実際上稅務行政の場合には政令、省令、通達によつて全部行なわれておるといつても過言ではないわけなんですが、そういうふうに法律で規定してないことをそういう内部の命令、訓令事項である通達といふものによつて行なうことができるかどうか、そういうことをお聞きしておる。

○銀治政府委員 法律を施行するたびに、法律と識的な立場からそういうものが——いたとえばことばりをとらえますと、通達といふものは府内の訓令事項である、こういうことを泉さんはおっしゃった。しかしこの通達といふのは、まさにどちらかにして、課税の統一をはかるために通達を出しておるわけでござりますが、これは直接國民を規制するというのではなくて、一般國民を全部拘束しないでやるものだ、行政上それがあるから間違いなく法律が施行されると、そういう見当のもとにやつておるものと心得ます。

○吉田委員長 関連質問を許します。堀昌雄君。

○堀委員 ちょっと関連して、いまの答弁なんですが、それでも私は政務次官のおっしゃるとおりに行なわれておればいいと思うのですが、事実そうではないのですね。私はちょっと行政官庁としてはそこに行き過ぎがあるのではないかという感じがしますのは、法律の解釈といふものはまず立法者である私どもが立法をしておるわけですから、それを一方的に官庁がそれを解釈をして、通達で処理をするというのは、これはやはりいまの政務次官のおっしゃる原則から見ておかしいと私は思うのです。だからそうなれば、私は最初名答弁だと言つたのは、要するに租税は法律によらざれば取つてはいけないと、いうのが原則で、外ワクはきちんとお出しになる人が初めから違法だと思って政令や省令や通達を出す人はないと思ふ。そういうことではなくて、法律に規定してないことを、たとえば一番弱い通達としましよう。通達によつて金額の明示その他、たとえばここで言えども政令で數額を規定しておる、こういうこともあるわけですね。こういうふうに法律に規定してないことが実際上稅務行政の場合には政令、省令、通達によつて全部行なわれておるといつても過言ではないわけなんですが、そういうふうに法律で規定してないことをそういう内部の命令、訓令事項である通達といふものによつて行なうことができるかどうか、そういうことをお聞きしておる。

○銀治政府委員 法律を施行するたびに、法律と

ことばりをとらえますと、通達といふものは府

のものですから、そこで実際にこれを当てはめると

きにどういうことかという疑問の生ずる場合に、

それはこれこれだといって、いわゆるこまかくわ

かりやすいようにやつておるのが通達だと思いま

す。それは本法に反するものをやつておったらと

れども、こういうふうにとにかく単に他の官庁と

なぬことございますが、必ずその範囲内

でやるものだ、行政上それがあるから間違いなく

法律が施行されると、そういう見当のもとに

やつておるものと心得ます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十三号 昭和四十年三月二十二日

○鍛治政府委員 法律のワクをこしたものをお出し  
て承認を得なければいかぬと思うのですよ。立法  
者の意思がはっきり確認をされたワクの範囲であ  
るかどうかは、われわれが承認をすることであつ  
て、国税庁長官にその権限はないはずです。それ  
が租税法定主義の原則です。鍛治政務次官どうで  
すか。

たとすれば、それはまさしく違法です。ワク内でなければなりません。ただ法律をつくったのはわれわれだから、われわれの解釈が間違いないの

○ 堀委員 そうではないでしよう。  
○ 鎌治政府委員 いや、私らでもよく警察やそちらにいって、けんかをやるのですが、これはぼくらがこしらえた法律なんだ、君らかってなことを言つちゃいかぬ、こう言つても、いや、われわれはそういうふうに解釈をしておるのですが、あなたの方の意見を聞かなかつたけれども、警察全体に統一してそういう解釈をしておりますので、いまそう言われてもそれを変えるわけにはいきませんとこう言う。結論は裁判所へ行つて争うよりほかにないことになるのですが、そういうことは往々ありますから、ほんとうに間違つてそれが逸脱しておるとすれば違法でござります。そういうことがないように、深く注意しなければならぬ、かようと思つております。

引きますと、物品税なんかそらなんです。物品税  
というものはこれは租税法定主義というものがき  
ちんとなつておなりながら、免税点を省令で処理し  
ているわけですよ。これなどは、法律のたてまえ  
は、免税点をそういうことで処理しなさいなんと  
いうことは本来書いていないはずです。ところが  
免税点が動くことによつて、あの法律は根っこか  
ら土台がなくなるわけですよ。よろしいですか。こ  
れなどは私は明らかに違法だと思うのです、物品  
税の免税点を動かすことは。だからそういうこと  
は、いまのそれは量的な問題であつて、もう免税

点がたとえばいま五五万円のやつを十万円まで免稅かけることになつておることが、自動的にかからなくなると思うのです。その点については法律を逸脱しておるわけです。最も具体的な例を一つあげたわけですから、だからそういうことは、私は、立法者の意見というものは——私ども野党の意見ということを言つているわけではないのです。この当委員会における意思ということを言つてゐるわけだから、当然私はそのワクの中だけの問題であるならばよろしいけれども、いまのように法律自体の効果を政令や通達その他がそれを減殺をして、外ワクを縮めるような処理を行なうことについては、これは少なくともその省令なり通達を出すについては当委員会にはかつてその承認を受けるということにならなければ、あなたのいう租税法定主義というものは守られていないといふことになるのです。どうですか、いまの物品税の免稅点の問題について。

○泉政府委員　お話しのとおり物品税につきましては免稅点を政令で定めることになつております。そのために法律でこういう物品に対して幾らの税率で課税するということがきまっておりましても、免稅点のきめよういかんでは課税にならないという場合が出て来ます。したがつて當委員会の御意見を尊重いたしまして、物品税におきまして免稅点を改正いたします際にはいまして、その委任で、政令で定めるところの金額を限度としてというようなことになつております。それはそれ法律に委任規定がござつたすつもりでございます。その点は十分立法府としての御意思を反映するようにつとめているのをございます。

なお今回の所得税、法人税の政令におきましても、いろいろ具体的な金額をきめることになつております。それはそれ法律に委任規定がござつたすつもりでございます。その点におきましては法律の範

西内のことと考えておるのであります。

一〇

○堀委員 ですから私が言いたいことは、だんだんと——ずっと昔、行政が非常に大きく機構化されてきている前には、私はそういうことではなかったと思うのです。最近は行政上の便宜が何から知らないが、この法律を読めば至るところにそういう政令に委任をしておる部分が実はたくさんあるのです。だからそのことは、法律の外ワクの

るのでござります。その意味では、わが国の税制上、法定主義は今回の法人税所得税の全文の改正によりましていよいよ徹底するものというふうに考えております。また今後ともそういう努力は続けていくべきものと考えておるのでございまして、決して租税法定主義をないがしろにするがとき考えは毛頭持つておりません。どうか御了承を賜わりたいと思います。

中に底が抜けている、たくさん底が抜けている。  
そして抜いた底は国税庁が一方的に判断がやれる  
ということでは、租税法定主義というのはいまは

るのでござります。その意味では、わが国の税制上、法定主義は今回の法人税所得税の全文の改正によりましていよいよ徹底するものというふうに考えております。また今後ともそういう努力を続けていくべきものと考えてるのでございまして、決して租税法定主義をないがしろにするがござりません。どうか御了承いただきたいと思います。

○堀委員　いや、その点ですね、主税局長がそう言われれば私たいへんけつこうだと思うのです。そこで主税局長の発言を具体的に担保をする問題です。

に法律自体の効果を政令や通達その他がそれを減殺をして、外ワクを縮めるような処理を行なうことについては、これは少なくともその省令なり通達を出すについては当委員会にはかつてその承認を受けるということにならなければ、あなたのいう租税法定主義というものは守られていないということになるのです。どうですか、いまの物品税の免税点の問題について。

○泉政府委員 お話しのとおり物品税につきましては免稅点を政令で定めることになつております。そのために法律でこういう物品に対して幾らの税率で課税するということがきまつております。でも、免稅点のきめよういかんでは課税にならないという場合が出てまいるわけであります。したがつて当委員会の御意見を尊重いたしまして、物品税におきまして免稅点を改正いたします際には当委員会の御意見を承る、こういうことに従米かならないております。また今後もそういうふうにいたすつもりでございます。その点は十分立法府としての御意思を反映するようにつとめているのでござります。

中華書局影印

○堀委員 ですから私が言いたいことは、だんだんわざわざ聞いておるんです。それで、先ほど堀委員から何か租税法定主義が最近危機に瀕しているのかのことを御発言がございましたが、私どもは、古き昔はいざ知らず、現在におきましては租税法定主義はますます徹底してきております。ただ大切なのは、この法律を読めば至るところにそういうことがあります。それで、私はそのことは、法律の外ワクの中には到底抜け出せない、たゞ底が抜け出る。それで、この法律を読めば至るところにそういうことがあります。それで、私はここで少しく警鐘を乱打をしておきたい。だからあなたも法律家でありますから、法律というものの性格は、少なくともなぜ現在の議会が生まれてきたかという歴史的な沿革にさかのぼってみると、これは絶対君主が一方的な課税金を取ることをいかにして民衆の力でチェックをかけるかというところに、こういうパラメントができた歴史的な沿革があるとするならば、これは、この問題はまさに議会政治の最も中心的な課題につながっておりますから、その後における租税法定主義の問題といふものがこのようにならしくずしに底を抜かれて、立法府として黙つておられるわけにはいかない、こういうのが私の意見なんですね。鐵治政務次官、いかがでしょう。私の意見、間違っていますか。

○泉政府委員 いや御説のとおりであるべきものとの心得です。心得ますが、ただ政令は委任され、それで、その上で出するものですから、それでそういうことになるのですが、それはやはり立法府として常に監視せられまして、そういうことがあればそれでは違法であるということをつきとめてもらうことの大切だと考えます。

るのでござります。その意味では、わが国の税制上、法定主義は今回の法人税所得税の全文の改正によりましていよいよ徹底するものというふうに考えております。また今後ともそういういた努力は続けていくべきものと考えておるのでございまして、決して租税法定主義をないがしるにするがときを考えは毛手持つております。どうか御了承を賜わりたいと思います。

○堀委員いや、その点ですね、主税局長がそういうふうに思われるは私たいへんけつこうだと思うのです。そこで主税局長の発言を具体的に担保をする問題を私はここで提起していかなければいかぬと思うのですね。あなたのいまの御発言非常にけつこうですから、あなたの方も租税法定主義を通達、政令においても生かしていくべきことだと思いましてね。ますます新しい法律ではこうなるのだとしても、この場には実ははかられないわけですね。政令、通達その他問題については、それは自民党にはおはかりになつておるかも知れぬけれども、この場には実ははかられないわけですね。それは物品税の免稅点の問題だつて、私はこの場で論議がされて、幾らになつたかといふことを私は理解したことがないのです。だから、そこでこれは主税局長の発言を担保する意味において、ひとつ政令や通達等については、それを出す事前に当委員会に、それは何も議決というところまではなかなかいまむずかしいかと思いますが、私は議決してほいけれども、いま議決がもしできないとしても、これは事前に、ひとつそれを出す前には当委員会の了承を得るということが、私は租税法定主義のいまの主税局長の発言を担保する当然の結果だと思いますが、政務次官、いかがですか。

○鈴治政府委員法律で委任せられておる範囲内で出す政令でありますれば、こへかけなければならぬという義務はないと思うのです。だから義務としてはそれを認めるわけにいかぬと思いますが、できるだけあらゆる機会にあなたの方に御批判をしてもらい、またこの国会においていろいろ御

批判を承る機会を得て間違いのないようにしてい

くことが最も好ましいことだと思います。

○堀委員 いまの政務次官のお話で、法律で委任

していますが、委任したことが法律の本法とど

ういうかかわりあいになつておるかといふこと

は、これは私どもが見なければわからないので

す。政府だけが、事務当局が見て、これは委任さ

れておつてこのワクの中だと思っておつても、私

どもが見てこれはワクからはずれておると思う場

合もあり得るわけですから、その点は、原則とし

ては、あとで只松君がやりますけれども、これは

諸外国はさらにきびしい制度を設けておるわけで

すから、この点はひとつ本日以降当委員会におい

て、少なくとも租税を担当する大蔵委員会の権威

にかけて、現在の鉄道政務次官の答弁をひとつ実

行をしてもらいたいということを確認をしたいと

思います。

○喜田村説明員 私の所管いたしておりますまず

通達だけにして申し上げますが、法律的な理屈

を申すようございますが、通達は、先ほど泉局

長申し上げましたように、国税庁が国家行政組

織法第十四条に基づきまして、上級官庁が下級官庁

に対する指揮監督権に基づいて出す規定でござい

まして、その法律的な性格は下級機関を拘束する

だけでございまして、一般納税者に対する拘束す

るものではない。つまり法規的な命令でない。つ

まり税法の系統、税法から政令、省令といったふ

うに委任された系統の法律的な内容のものではな

くて、職務上の訓令である、こういうことで若干

その性格が違うということが一つ、これは少し理

屈ぱくなりますけれども、その点が一つ。

それからもう一つは、通達は昔は御承知のよう

に全然公開いたしておりませんでした。内部の單

なる訓令であるということで公開いたしておりま

せんでしたが、最近はすべて、これは法律的には

職員を拘束するだけであつても、実際は納税者に

相当影響があるということですべて公開をして、

これに対する批判は幾らでもできるというふうな

性格を持っておりますし、また現実に解釈通達を

出します場合には、出しましたあとで全部その通

達を大蔵委員会に提出いたしまして御批判を仰

ぐ、こういう措置をとつておりますので、通達が

非常に膨大で、特におくれておるので早く出せと

いたような声も民間では非常に強いために、ま

ず通達を出して、それがもし法律に反してい

るというようなことがあればすぐこちらは御批判

に基づきまして直す、こういうような措置で、事

前に御提出するというのできればかんべんして

いただきたい、こういうふうに私としては考えて

おります。

○吉田委員長 関連質問を許します。平岡忠次郎

君。

○平岡委員 喜田村さん、通達の根拠はどこにあ

るかというと、国家行政組織法の第十四条第二

項、それで国税庁長官は部下に対して拘束力を持

つ通達を出せる。しかしこれは当然には国民を拘

束しないということですね。ですから、それに異

議があるならば、国民は裁判に訴えて理非曲直を

明らかにする権利がある。それはそのとおりです

ね。ところがそれは非常に消極的なんだ。ですか

ら、通達それ自身の地位を税法上どこかに明文化

して、あとから追っかけていくというような形で

なにか構造的にそれを取り入れるという措置が

確かに必要だと思ひます。ですから、それに異

議があるなら、国民は裁判に訴えて理非曲直を

明らかにする権利がある。それはそのとおりです

ね。ところがそれは非常に消極的なんだ。ですか

ら、通達それ自身の地位を税法上どこかに明文化

して、あとから追っかけていくというような形で

なにか構造的にそれを取り入れるという措置が

確かに必要だと思ひます。ですから、それに異

議があるなら

う。これは私は、大蔵委員長も十分お考えをいた  
だきたい。きょうこの質疑応答がありました機会  
に、これはそういう方針を持っていくというふう  
に委員長並びに理事においても御相談を願つて、  
ひとつルールを確定したらいかがでしよう。私そ  
れを提案したいと思うのでござります。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○吉田委員長 ただいまの御意見に対しましては、政令等につきましてはこれまで理事会で御相談いただいたこともあるかと思います。さらに、

な問題でござりますので、理事

上、善処をしたいと思つております。  
○只松委員 どうも私の質問は、関連質問の中から大体結論が出たようであります。いま同僚委員からいろいろありましたように、諸外国において、どうぞ國の外交政策として、そ

まあ米国の話だけ出ました

似た形で、いわゆる国会がその法律に基づいて出  
論的に申しましたような形、あるいはそういう類  
似た形でおきましたが、ほんとがいま平林君が結  
ましても、ドイツにおきましたも、あるいはイタリ  
ア等におきましたも、ほんとがいま平林君が結

政令、省令、特に日本の場合は

達の解釈の事前了解あるいはそれの解釈というようなものをいたしておるわけでございます。ひとつせひ、これは何も社会党だけが、野党だけが日本でこういうことを言っておる、そういうことで

くて、少なくとも先ほど名答弁

たように、租税法定主義という、専制君主国家を脱却して、近代的なこの議会制度を確立した諸外国においては行なわれておる制度でございます。幸いにして今回こういう抜本的な税法の改正が行

れるに際して、ぜひひとつこの

いただきたいことを私は重ねてお願ひするところに、一ぺん出したからそれをしゃにむに通すといふのは、字句の用語をかえられてもメントが立たぬというのかいままでの行政事務当局の態度でございますけれども、そういうことでなくて、やはり改むべきものは改めて、よりよく国民のために行政政府をあらしめるのが皆さん方の公僕としての一つの使命でもあるわけでございますから、ひと

卷之三

つその点について十分御考慮をいただきたいと思います。大臣が来ておりませんが、事務当局としてひとつそういう点について考慮をするといくらくらいの良識ある答弁があつてしかるべきだと思ひます。ですが、どうですか、どちらでもけつこうです、ひとつそういうふうに御答弁いただきたいと思います。

○喜田村説明員 通達だけについて申し上げますと、私のほうで出しました通達は、先ほど申し上げましたように事後に当委員会において御批判いたただきました、もしそれが法律の立法のねらったところと違うということになりますれば、その字句の修正に何らちゅうちょすることなく即座に直す、こういうことにして、立法者の意思が十分執行面に反映するようにつとめてまいりたいと存じます。

○只松委員 それからいわゆる近代的な租税体系からいっても、何らかの形で通達というものが税法の中に規定をされておるわけです。日本の場合は、さつき御説明がありましたように、行政組織法の十四条ですか、いわゆる組織法の中において、国税法の中にはないわけです。先ほどから言ふように、一般的な通達と、それから財産権と直接つながりを持つ国税庁の通達というものは、一般法律論からいえば同じ通達ということになるかもしれませんけれども、実質上は非常に大きなか二字の差があるわけでござります。先ほども堀委員から御発言がありましたが、具体的な例を引いてお話しすれば、こういうことは山ほど出てまいります。時間がありませんからそういう引例は省略いたしますけれども、ひとつ税法上どこかに規定する必要がある、こういうふうに私たち思ひます。それが近代的な税法体系だ、こういうふうに理解しておりますが、その点について御意見を伺いたいと思います。

○泉政府委員 私、先ほども申し上げましたように、イギリス、アメリカ等の税法では、国家行政組織法で本来規定すべきような国税庁の組織あるいは権限等を税法の中で規定いたしておる、そういうふうに理解しておりますが、その点について御意見を伺いたいと思います。

卷之三

いう関係からいたしまして、国税庁長官がルーラングを定めることができると、その規定が設けらるておると思つておるのでござります。そういう意味では税法の立て方が、日本の場合は、国税庁の組織につきましては大蔵省設置法で規定いたしております。そうして税法の中に入つてきておりません。そういう法律のつくり方が違つておりますので、税法の中に規定しておると言われますのも、それは本来行政組織法的な面において規定されておると思つておるのでござります。したがつて、こういうのを日本では行政組織法十四条の二項で、各省各庁に通じて一本でやつておるわけでござりますが、その点につきましていろいろ検討してみて、その必要があるうかと思いますが、ひとり大蔵省、國税庁だけの問題ではございません、なかなか大検討を要する点が相当多かるうと思いますので、そういう方向で、外国の制度につきましてもさらなる詳細に調査いたしました上で検討をいたしてみたらいとと思うのでございます。

○只松委員 繰り返して言いますように、それでは厚生省なり文部省なりほかのところでこれだけは膨大な通達が、しかもこういう直接国民の財産権と利害関係を持つ通達が出ておるか。あつたらお示しをいただきたいと思うのです。ないと思うのです。それだけ國税庁の通達というのは特殊性を持つておる、こういうことなんです。したがつて、諸外国の立法体系の中においては、税法の中を通達というものが明記されておる。

それからいま一点は、その通達、あるいは省令、政令の解釈について国会と何らかの関係を持たせる。これは專制君主、あるいはツアード戦い、人民の国会を戦い取つた西欧各国においては当然の帰結であろうかと思うのですが、日本においても少くともそういう先進的な近代国家の一員として存在しておるわけであります。厳然として、こうやって議会制度が確立されておるわけですから、当然にそういう立法体系に、特に今回のように大幅な改正があつた場合には立て直してかかるべきだ、こう思うのです。そういう点に

卷之三

について、ものの解釈なり判断といふものは、どう  
ぼうにも三分の理じないです。いろいろある  
し、答弁もできるわけですけれども、そういうそ  
の場ごかしの答弁や考え方ではなくて、基本的な  
世界の議会制度のあり方、あるいは行政庁とのあ  
り方、税務行政とのあり方、こういう観点からひ  
とつお考えいただきて、いま要望いたしました二  
点について、ぜひひとつ再考をねらわしたいと  
いうことを申し上げておきたいと思います。

○喜田村 説明員 また通達だけの話になつてしま  
いますが、通達につきましてはもう先ほど申しま  
したように、一昨年くらいから全部国会に提出い  
たしまして御批判を仰ぐことになつております。  
幸い、いままで通達につきまして法律の趣旨と  
違つておるという御批判をいただいたこともござ  
いませんが、大体通達は法律どおり出されている  
と思っております。今後もそうした方法によりま  
して、御批判がありましたら、先ほど申しました  
ように即刻改めて立法の趣旨を反映させるという  
ことにつとめたいと思います。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

○只松委員 それでは今回の法案の中の用語の解  
釈や内容について若干お尋ねをしておきたい。  
冒頭から申しておりますように、一方には租税  
特別措置その他で合法的な免税、脱税が行なわれ  
ておる一方、きわめてきつい罰則がございます。  
法人税法、所得税法のいずれにも罰則があります  
が、その中に現在まで詐偽または不正ということ  
で、三年以下の懲役または五百万円以下の罰金と  
いうようならずと罰則事項がございます。ところ  
が今回はこれが「偽り」ということばに変わつてお  
ります。そこでこれはさつきの名答弁以上に名答  
弁をしていただきたいと思うのですが、一体法律  
上詐欺とは何だということについてひとつお伺い  
をいたしたいと思います。

○鍛冶政府委員 詐欺というのは虚偽の事実を告  
げて相手方を誤らしめ、錯誤を起こさせてそれに  
よつて財産上の利益を取得するものが刑法上の詐  
欺ということになります。

卷之三

○只松委員 したがって法律要件としてはどうい

うことが必要ですか。

○銀治政府委員 欺罔行為といいまして、事実にあらざることを相手方に告げて相手方を誤らしめるということが根本です。

○只松委員 大体お答えのとおり、いわゆる他人を欺罔するということが一つ必要です。それと欺罔によつて他人の物を騙取するということが詐欺罪成立の要件です。未遂の場合はこれはまた別ですがね。それでは次にお尋ねいたしたい。虚偽とは一体何か。

○銀治政府委員 これはもうただ虚偽とはと言われば、事実にあらざることを告げることでしょ

うな。

○只松委員 それでは「偽り」とは一体何ですか。  
○銀治政府委員 同じだと思います。これは適用するときの場合によりますが、抽象的にいえば同じだと思います。

○只松委員 それでは偽り罪、虚偽罪というような罪名が、あるいは刑法上、民法上ございます。この場合に、相手方が錯誤におちいる場合でなかつたら問題にならぬと思います。

○只松委員 弁護士出身の大蔵政務次官のおられるのに、こういう偽りや何かというようなないまない——これは道徳上のことばですね。法律上のことをばじやないのです。そういうものをなぜこういう全国民に影響を持つようなものに、「偽り」というようなことばを使いになりましたか。今後詐欺罪といふものがなくなつて、偽り罪といふものがなくなるのでござりますが、これは私のほ

うから答弁申し上げるのが適當かどうか存じませ

んが、昭和三十七年当時から、新しい法律は從来「詐欺その他不正の行為により、」という規定になつておきましたのを「偽りその他不正の行為により、」というふうな表現に改めるように、法制局と法務省刑事局との間で話し合いであります。それに従つて今回の法人税、所得税の改正の際においても「偽りその他不正の行為により、」という表現になつております。現に

税法におきましても、物品税のように昭和三十七年に新しくくられた法律の罰則は「偽りその他不正の行為により」という表現になつております。しかば「偽りその他不正の行為により、」という表現になつた場合に、従來の「詐欺その他不正の行為により、」という構成要件と違つてく

るかどうかということにつきましては、これは法制局及び法務省の見解では、違わない。ただ「詐偽」ということばの「詐」が當用漢字になくなりましたので、最近の法令はできるだけ當用漢字に従つて規定するという趣旨からいたしまして、

「偽りその他不正の行為」という表現を用いたものでございまして、従来の「詐欺その他不正の行為」という場合の構成要件と何ら変わるものでない、

こういう解釈になつておるのでござります。  
○只松委員 だから政務次官にお尋ねしたい。

偽り罪なり虚偽罪といふものを今後創設する意

思があるかないのか、詐欺罪はなくなるのですか。

○只松委員 僕はございません。この法律だつて「偽りその他不正の行為により、」所得税を免れたといふことは、税務官吏を欺罔において、誤らしめて税を免れた、こういうことになるから、それで詐欺罪と同様の取り扱いを受けるもの、かように考えております。

○只松委員 そこまで言われると、三百代言的に従来「詐偽その他不正の行為により、」といふ規定になつておつたのでござりますが、これは私のほ

ういふのは、偽りと偽りでも違う。もし何なら御参考のためにきのう漢和辞典を引いてきましたから、

その内容までもお知らせしてもよろしくござい

ますけれども、それだけの必要なないと思います。が、法律を見ても、詐欺罪、詐欺という明確なも

も違うし、虚偽と偽りでも違う。もし何なら御参考のためにきのう漢和辞典を引いてきましたから、

その内容までもお知らせしてもよろしくござい

ますけれども、それだけの必要なないと思います。が、法律を見ても、詐欺罪、詐欺という明確なも

も違うし、虚偽と偽りでも違う。もし何なら御参考のためにきのう漢和辞典を引いてきましたから、

その内容までもお知らせしてもよろしくござい

ますけれども、それだけの必要なないと思います。が、法律を見ても、詐欺罪、詐欺という明確なも

のよう税金を免れるという実行行為まで伴つて

することは全國民のひとしくやるところなんです。これは大蔵大臣といえども、あるいは佐藤総理大臣といえども、政務次官といえども、その收入と國税庁に支出する税金の問題を全部出して

ござんなさい。これはわれわれ個人だつてそうで

しょう、あるいは税務当局の人でも——これはきのうある人から聞いた。おやめになつたから名前を出しますけれども、池田さんが、税務署の給料が安い、こう言つたときに、東京の直税部長をされておつたそうですが、なに、かまうことはな

い、出張旅費をうんと出せ、出張旅費を何とかすれば給料のカバーはできる、こういふことを言われた。現にこれは証人もいますよ、このときの税務職員の人や何かおるのだから。それはもう昔のことで時効にかかることだからいい悪いの申しませんが、これだつて一つの税金をのがれることですよ。これは社会主義社会になつたって給料が高いといふ人は少ないのでしょう。まして資本主義社会では一銭の金だつてほしいのです。ためようとするのです。午前中から銀行預金の問題をお聞きしたのはそういうことです。それは何か

ことなのですよ。全国民、これは税法の前には犯罪人になるのですよ。全国民を対象として犯罪人に対するようなこういう罰則規定を設けることは、正しいとお考えですか。またそれは資本主義制度を認めようとするのです。お聞きしたのはそういうことです。それは何か

ことなのですよ。全国民、これは税法の前には犯罪人になるのですよ。全国民を対象として犯罪人に対するようなこういう罰則規定を設けることは、

正しいとお考えですか。またそれは資本主義制度を認めようとするのです。お聞きしたのはそういうことです。それは何か

ことなのですよ。全国民、これは税法の前には犯罪人になるのですよ。全国民を対象として犯罪人に対するようなこういう罰則規定を設けることは、

思います。もう一つ、詐欺というのは、詐欺という一つの熟語でございますから、その内容を分析すると、先ほどから私が言つたように虚偽の事実を告げて相手方を欺罔におとしめる、錯誤をおとしめる、こういうことになればならぬので、ここで詐欺をあらわした、こういうのでこの法律にはまるでいうことに解釈していいものと思います。

○只松委員 しろうと論議ならこれはいいわけですよ。しかし、鍛治さんも弁護士さんだ。私もそこのいらの大学の法学部で勉強してきているのですし、それからこのために大学の先生や何かにもいろいろ聞いてきています。多少の勉強もしてきているのですよ。いわゆる立法者側として、全國民を被疑者にするような立法のしかたは——これはそうでしょう。一銭でも安いほうがいいのですから、一銭でも安いほうがいいということは、ありますこと、偽りを言うことなのですよ。一銭でも多ければ正直なのですから。しかし、少なくとも全国民を被疑者にするような立法というものはあり得ない。また、してはならないのです。いまあなたが言うように、いや、それは軽微なものは裁量によつて……。だれが裁量するのです。税務署が告発するのだから税務署が裁量する、税務署はいよいよ専制君主になるでしょう。しかし、少なくとも現在の民法上刑法上一つの詐欺罪といふものがあつて、厳密に詐欺の要件といふものが法律上も慣習上も確立して、こういうものは詐欺だということで、そういう詐欺罪に相当するものを、税務職員を欺罔し云々する場合には告発ということになるんでしよう。そうじゃなくて、資本主義社会制度において少しでも税金が安いほうがいいということをこいねがつておる国民、しかもさつき言ったように、片一方では免稅、そういう特別措置をやり、片一方では金庫の中まで調べ

る。こういうときだ、だれだってうそを言いますよ。うそを言わぬ人間がおつたらお目にかかりたい。言つてごらんなさい。ぼくだってうそを言います。だれだってうそを言います。そういううそを言つた者を、税務職員の裁量一つ、判断一つで全部ひっくりくるのですよ。そういう立法措置が世界にありますか。そういうことはいいと思いますか。これは三十七年につくったといいますけれども、三十七年当時ぼくは代議士じゃないから勉強してはいませんでした。その当時の不勉強もあるでしょうし、立法したときの趣旨なり討論をどういうふうにされたか、ぼくは知りません。しかし今日こうやって、いままである税法を変えるにあたって、根本的に變えるのに、偽りというような道徳的用語をもつて全国民を被疑者にするようななこういう拡大解釈のできる用語を使うということはきわめて危険なことですよ。少なくとも法律を多年勉強された銀治さんとして、あるいは大蔵省関係の役人諸君だって、これは技術者じゃなくて主として法律を勉強してきている諸君ですよ。そういう人々が全国民を被疑者として拡大解釈できることは、ぼくは百歩譲つて、将来詐欺罪というものがなくなつて虚偽罪とか偽り罪とかいうものができる。——日本の国語は非常にかたい。公明選挙ということばさえやめて明るく正しい選挙ですか、ということをつくつたみたいに、詐欺罪というものをやめてうそ偽り罪をつくるなら、またこれはこれでいいのですよ、法律用語をそういうふうに統一していくなら。詐欺罪というものは厳然として残つております。詐欺の要件というもので今まで告発ってきておつた。今度はそうじやなくて偽りという、先ほどから繰り返して言つよういうことですね。偽りによる不正行為といふことをきわめておそろしいことです。そうお思いになりませんか。

と、訴訟罪でいう、先ほどからいう虚偽の事実を告げといふことを違うといふあなたの大前提から出でて、偽りの事実を告げ、そして免税、税を免除されたものと同じだと思います。ただあなたの言ふるるようにも、こういふことをやると国民の多くが、やろうと思えばいぶんひつかかるじやないか、これは確かに相当考へなければなりませんが、それがそなうそなう軽微なものまで一々ひつゝくつて歩いたり起訴したりするものじやない。これはやはり……。(只松委員)あるかないかは税務官吏の裁量でしよう」と呼ぶそれならば、そなうことをやらぬように税務官吏を教育することが大事なことであつて、それなるがゆえに法律で認めらやいかぬというわけにはいかぬ。あとはその行政に当たるもの裁量その他いろいろの実情から、実際において過酷にわたらぬようにするということは私は賛成でございますが、それなるがゆえにこれをやめてしまえということはちょっと問題だらうと思います。

かわいがりの心をもつてゐる。しかし、この問題は、立派な政治問題である。たゞ、その立場からすれば、そういうものは犯罪要件に該当するといふことには、どうも違和感がある。たゞ、立派な政治問題であることは、間違はない。たゞ、その立場からすれば、立派な政治問題であることは、間違はない。

うことです。さつきから言うようにみんな必ず偽りをやつてゐるわけですから。またその偽りの限度、百万を偽りといふか、あるいは百万でもそれほど悪質でないから偽りでないといふか、こういふ判断をするのはどこかといったら、税務署がするんですね。ある場合一千円でもそれはど悪質でないからということで——近ごろたとえば私のところにこういう話があつた。一千七百万円の借財があつたのを、形式上返したことにして、自分が持つてゐる工場の借地権を担保といふか、返したわけです。今まで担保に入つておつたのを、本人は現金は一錢も入つてこないで、形の上では返した。しかし帳簿上は一千七百万円の売買をしたものになつてゐるので、五百万円からの国税と地方税がかかつてきただ。本人は一錢も金が入らなかつて、あとで五百万円きて、たいへんだといふことで私のところに來た。それはぼくもどうしようもないなどということでお帰り願つたのですけれども、これなんかも全然善意の一納めなければ脱税になる。まだ期限がきてませんが脱税にならぬで、あともう少しで五百万円なんてけしからぬということでやれば、ある意味ではこれくらい善意の脱税はないわけだけれど、金は全然もうけでないわけです。もうけた脱税より善意でけれども、しかしこれを悪質だといつて税務署が告発すれば、これはきわめて悪質なものになる。これは要するに判断ですね。そういういわゆる行政官庁に判断をゆだねべきよなことばを、少なくとも法律的にも使っていいことばを、行政官の議論しておつてもしょがないのですが、いまの場合善意といわれたが、善意な府の判断にまかせる、こういうことはよろしくないといふくらいのこととはお考えになりませんか。

○鉄治政府委員 議論しておつてもしょがない

してたまるものじやありません。そんなことをし

たら、それこそそういうことをやるやつは濫職罪

です。

うことです。さつきから言うようにみんな必ず偽りをやつてゐるわけですから。またその偽りの限度、百万を偽りといふか、あるいは百万でもそれほど悪質でないから偽りでないといふか、こういふ判断をするのはどこかといったら、税務署がするんですね。ある場合一千円でもそれはど悪質でないからということで——近ごろたとえば私のところにこういう話があつた。一千七百万円の借財があつたのを、形式上返したことにして、自分が持つてゐる工場の借地権を担保といふか、返したわけです。今まで担保に入つておつたのを、本人は現金は一錢も入つてこないで、形の上では

返した。しかし帳簿上は一千七百万円の売買をし

たことになつてゐるので、五百万円からの国税と

地方税がかかつてきただ。本人は一錢も金が入らなかつて、あとで五百万円きて、たいへんだといふこ

とで私のところに來た。それはぼくもどうしよう

もないなどということでお帰り願つたのですけれども、これなんかも全然善意の一納めなければ脱

税になる。まだ期限がきてませんが脱税にならぬで、あともう少しで五百万円なんてけしからぬ

といふことでやれば、ある意味ではこれくらい善意の脱税はないわけだけれど、金は全然もうけでないわけです。もうけた脱税より善意でけれども、しかしこれを悪質だといつて税務署が

告発すれば、これはきわめて悪質なものになる。

これは要するに判断ですね。そういういわゆる行

政官庁に判断をゆだねるべきよなことばを、少な

くとも法律的にも使っていいことばを、行政官

の議論しておつてもしょがないのですが、いまの場合善意といわれたが、善意な府の判断にまかせる、こういうことはよろしくないといふくらいのこととはお考えになりませんか。

○鉄治政府委員 議論しておつてもしょがない

してたまるものじやありません。そんなことをし

たら、それこそそういうことをやるやつは濫職罪

です。

それから、これはどうもあなたの大前提の偽り

といふことと詐欺罪の欺罔といふことと違うとい

う、そこから出でる議論は私はとらないので

す。詐欺罪は、相手方を欺罔して財物を騙取した

者を詐欺罪といふのです。これもやはり相手

方を欺罔して脱税といふ行為をなしたる者を、税

を免れるという結果を生ぜしめた者を罰するの

で、その点は私はたいした変わりはないと思いま

すが、この前使つた「詐偽」ということばと、今日の

「偽り」ということとそな懸隔のあるものとは私は

思いません。その偽りを告げて相手を欺罔する、

相手を錯誤におとしめる。そしてその結果財物

を騙取したら詐欺罪になる。税を免れるという結

果を生じたときに、この税法によつて罰せられる

ことになる、こう解釈して差しつかえないと思いま

すます。

○只松委員 これで結論がつかなければ、いずれ

法律学者を呼んでしまして、詐偽と偽り、これは

本委員会で——全國民に影響することですから、

ひつと先ほど平林君のほうから提案がありまし

たことになります。しかし偽りといふことばは今度出

てきましたよ。突き詰めていえば詐欺という用語は

一番最初用語をお尋ねしましたよに、あとで速

記録を読んでいただきたいのですが、詐欺といふ

用語はいわゆる現行詐欺罪ということばもありま

すし、それから法律解釈もありますし、判例もあ

りますし、明確ですといふのです。これは確定し

た用語ですよ。しかし偽りといふことばは今度出

てきたことばなんですね。いわばこれは新語です

よ。新語は解釈によつていろいろ解釈が出てきま

す。しかも詐偽よりも虚偽——私はこういうのを

読み上げなかつたが、虚偽よりも偽り、こういう

のが一般的に拡大解釈のできることばなんです

よ。言語学上から言つたつて。そういう拡大解釈

のできる、あいまいなことばを、刑法上でさえも

使つておらない偽りといふことばを、「一般国民が

だらう、こういうことで論議を進めてまいりまし

たけれども、それさえもわからない。こういうこ

とでれば、ここでこれ以上やつたつて水かけ論

詐偽と偽りのことばくらいはすなおに解釈される

場合に、最も罰則の事項として関連してくる問題

のものが、いま政府側が答弁されておるようによ

うものがあるかどうか、全国民に、しかも犯罪

者をしてじやなくて、善良な国民として納税する

者が好ましいことだと存じます。しかしながら、

私は好ましいことだと存じます。しかしながら、

なかなかそう一々やるわけにいかぬからなんです

が、ただ先ほどから言われるが、「偽り」というこ

とばは好ましいことだと存じます。しかしながら、

なかなかそう一々やるわけにいかぬからなんです

が、ただ先ほどから言われるが、「偽り」というこ</

やつておるのでなしに、これは法務省の刑事局と法制局のほうとお打ち合わせの結果、三十七年以降の新しい法律におきましては、「詐偽」の「詐」という字が当用漢字がないということからいたしまして、従来「詐偽その他不正の行為」ということばを用いておったのを、すべて「偽りその他不正の行為」という表現に改めておるのでござります。ひとり税法だけでこういう表現を用いておるのではなくて、最近つくられております法律での罰則規定はすべて「偽りその他不正の行為」という表現になつておるのであります。

○只松委員 これは押し問答をしてもなかなか尽きないわけですから、私は理事にも、法制局もけつこうでございますが、法制局はつくった側の立場だから当然にこういう解釈をするのは結論を聞かぬでもわかつていることだから、これだけ全国民に関連のあることでございますから、ひとつの法学者を呼んでお聞きすることをお願いします。「反対」と呼ぶ者あり) 反対なら国民にそういうことを明らかにすればいいので、私は犯罪人でもない国民がこういう危惧の念を持つ問題については、できるだけ綿密に厳格な用語を使つべきだ、またそういう罰則を拡大解釈したり重くすることによって納税義務を推進する、こういうことは決して、むしろ罰則はなくてもこういうものは民主的な方法、税の民主化によって納税を進めていく、こういうことが本来の徵税のあり方だと思う。したがつて、むしろ拡大解釈ができるこういう形については私はまつこから反対でございます。ひとつこのことを強く要望しておきます。自民党のほうで、そういう拡大解釈する文章に賛成だ、そういうことを論議することさえ反対だとおっしゃるなら、けつこうなことですから、これは国民の前に堂々とわれわれは明らかにいたしました。それで委員会が流れたり法案が流れたりすればけつこうなことでありますから、幾らだつて私は受けて立ちます。私は強くそのことを要求いたします。

すが、あなたが拡大解釈できると言われることがあります。私はわからない。ほんとのことを言つておっても、偽りだといって引っぱられる、こういうことです。が、そんなばかなことがあつたらいいへんです。みんなうそを言うて相手をだますということです。その点は一つも私は変わりはないと思う。それが、どうも拡大解釈できるという大前提であなたが出てこられることにちょっと食い違いがあるのです。もし偽りだといって拡大解釈ができるれば、どのような解釈ができるのでしょうか。うそをつかないでも偽りだと言われるということがあるのでしょうか。そんなことは絶対にないと思う。

○只松委員 そこまでいくなら、前に書いた詐偽の偽と詐欺罪の欺と、ここから全部やらなくちやなりませんが、詐偽及び不正というのはどちらがほんとうかということになれば、そういう用語をここでこれ以上論議しませんけれども、いわゆる詐欺罪といふものは、さつきから言つているように、他人を欺罔し財物を騙取しといつて、法律的にも、解釈的にも、それから判例的にも、すべて現行日本の刑法、民法、いわゆる法律体系の中に入つておると思います。ところが虚偽とか偽りといふのは、刑法上ももちろんですが、民法その他にもないことばなんです。それで言われるのは、当用漢字として新しく法制局あたりで使つてある云々ということばですけれども、いまの刑法上なりにはないのです。こういうないことばは拡大解釈される危険性があるというのは、どこだつてそうですよ。偽りというのは、偽ること、事実でないこと、当然にならないこと、こういうことで非常に簡単です。それから詐欺の場合、偽ることといふだけでなく、偽り欺くこと、他人をだまして錯誤におちいらせる違法行為というのが漢和辞典に出ている解釈です。いわゆる法律用語としてなくて一般の文章の解釈上でも、片方はこのくらい単純に書いてある。偽りということは俗に言えぼうそということです。うそを言つただけではすべて違法行為にならないのです。税法の場合は、うそだけではなくて、うそ、偽りを言つて税金を納め

○只松委員　いま、現時点において、たとえば違法行為で国税庁が告発したとしても、これだけこの解釈について論争したわけでござりますから、裁判所でやった場合には当然にこれは証言になりますからけつこうだと思います。私はしたがつて、そういうことはさつき泉さんが言つていたから理解しているのですよ。しかし立法というものは、将来にわたって、われわれのいろいろな昔の経験からいっても、立法のときはそういうものではないものが、盛んに法律を適用されたり投獄されたり何をすることがあったことは御承知のことなりだ。これは何年かたちますと、法律はいろいろな解釈といふものが出でてくるわけなんですね。したがつて制定のときには、その制定の衝に当たつた者といふものは、これはできるだけ国民にそういう被害がないかのようにしかも私が繰り返し言つようにも刑事被告人なら別として、納税者は刑事被告人ではないですから、したがつてむしろ自分の勤労した、働いたものの一部を国家に税金として納める、こういうきわめて積極的な善意の立場に立つわけですから、こういう人々に被害を与える、こういうことのないようにするのが当然だと思うのです。あなたはさつきから政府側に立つから、初めは答弁が多少違つて、だんだん高姿勢になつてきて、こうだと解釈します、初めは詐偽とうとは違う——あとで速記録を見ればわかりますが、ひとつそうおっしゃつておられる。私はまだそう思つておるのですからね。そのくらい疑念のある問題については、これはやはり国民の側に立つた法にしてやるのが私たちの任務だと思う。そういうことで非常に強くこのことを繰り返し言つておるわけです。それでいま解釈をいただきましたので、当面はそういうことで済むと思いますが、ひとつこの点に関しては、理事会等で相談していただきたいで、この解釈をもう少し明確にしていただきたいと存じます。

い、このように思います。

それでは子鈴が鳴りましたので、私はこれで一応中止いたします。

○吉田委員長 本会議散会後本委員会を開催することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十五分休憩

午後三時十八分開議

○吉田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

質疑を続行いたします。平林剛君。

○平林委員 きょうは所得税法並びに税三法の問題につきまして総理大臣のお考えをお尋ねしたい、同時にまた私どもの希望を述べまして、政府の施策を充実してもらいたい、こういう意味で若干の質問をいたしたいと思うのであります。

最初に私が尋ねたいのは、総理大臣がかつて自由民主党総裁候補の一人であったときの税を実行したい、これは昨年七月の自由民主党総裁選挙のとき、総裁候補の一人として現内閣総理大臣佐藤榮作氏の述べられた抱負、約束であります。この佐藤榮作氏が、今日とぎめく内閣総理大臣になられまして、内閣を組閣し、そして法律案を提案いたしました、今日審議しております所得税法案その他の法律案であります。ところがこの国会に提出をされた所得税法案は、初年度八百二億円、平年度において九百二十二億円でございまして、三千億円とはけた違いであります。総理は池田路線を継承いたしましたので、私はうそを申しません、と言った総理大臣であった池田さんの路線も継承されたはずでございますけれども、この点はどうも違うのじやないか。しかしこの三千億減税につきましては、一体どういうふうになつたんだろうか、私は国民は、今日の税負担の現状から見まして、この約束を決して忘れないのではないかと思うのであります。

そこで、この問題はすでに予算委員会におきましたが、あるいは本会議でも、参議院の審議の段階でも、総理に対して執拗な追及が行なわれました。私もこの際ここで何回も取り上げるのはどうかと考えたのでありますけれども、御承知のように、総理はかつては大蔵大臣をおやりになって、税率にこの三千億円減税ということをおっしゃつたんでない、私はそういう立場において、さらに追及をする必要を感じておるわけござります。初年度であるとかないとか、初年度ということを言つたとか言つたとか言わないと今は日追及しません。

○平林委員 きょうは三千億円なんて言つた、それは言わない、新聞で責任は持たないということに追及します。これはもう論外にしているのです。しかし私が聞きたいのは、大蔵大臣の経験もあり、政治家としても一流の佐藤総理が、三千億円減税をおしゃられたときの構想はどんなものであつたか、これを私はきょう聞かしていただきたいと思うのであります。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまお尋ねにありますその点は、私は、御指摘にもありましたように、予算委員会あるいは本会議また参議院等でしばしば申し上げております。御承知のように、ただいまの国民の負担、なかなか重いこの負担を軽減したい、これを端的に表明した。ただいまも初年度に幾らだとか、そんなことはあまり言わぬとおっしゃるのですが、確かにあの表明をいたしました際には、初年度とも二年とも言わない、二年か三年かかったとか言わないので、三千億減税というものは、総理が當時おっしゃった三千億円減税というものは、気持ちとかなんとかいうものではない、数字です。これは具体的な数字でございませんが、そのとき数字を出したわけでありま

ついてなかつたからということで了承してくれて、かようにはめていただけるんじやないかと思います。政府の腐心、努力は買つていただきたいと思います。この種の問題は、一年だけ片づける趣旨のものでもないでしょ。これは二年も三年もかかるっていいんじやないか、かようには思うのであります。

○平林委員 私はそれだけじや満足しないのです。なぜかといふと、それはいまの国民の税率が重いから軽くしたいというお気持ちはしばしばの争弁でよく承知しております。それはぜひやってもらいたいと思う。またやらなければ国民の生活といふものはこれはたいへんなものでござりますから、あなたがおっしゃつたとおり大なりますから、やつてもらいたい。それから同時にまた、今度の税法についてはあらためて審議をしてまいりますから、あなたがおっしゃつたとおり大した

ものであるか、そうでないものであるかはこれから明らかにしていきます。そうじやないのです。

私の言うのは、総理が當時おっしゃった三千億円減税ということがございまして、きわめて離れた数字であることは言うまでもありません。ところが私どもは、この所得税法によつては少しも影響を受けておるわけですから、いや、それは思つて言つたのであるか、あるいはこれはこういう構想で私も相当検討して初年度にできるかできないじやない、数字です。これは具体的な数字でございませんが、そのとき数字を出したわけでありま

でございまして、それより以上に具体的なものは持つておません。またただいま御審議をいたしております法案と私の構想とは関係がありませ

ん。

○平林委員 ちょっともうそれ以上あなたに言つても、言えない。そうすれば、これは具体的なものでなかつたということですね。私はこれは総理、いたしましてははなはだ軽率な御発言であると思う。まだこれからあるのですよ。あなたびんとくるやつが一ぱいあるんですよ。これはまだ序の口だ。私は総理がいまお話をなつたとおり、三千億円減税と言われたのは、いろいろな財政経済その他を十分検討したらできなかつた。はなはだ軽率なものであつた、こういうふうにおっしゃつていただければすなおに受け取りますけれども、そ  
うでないとすれば、私は具体的な構想を伺わなければならぬわけであります。いまちょっともうこ  
れ以上ノー・コメントのような顔色を見せたから  
これ以上追及いたしません。国民はこれであなたのおっしゃつた三千億円減税の正体を見たでしょ  
う。ですから、これ以上追及しません。

そこで問題は、今回提出をなさいました所得税法の案を見ますと、先ほど私が申し上げましたように、初年度八百二億円、平年度においては九百二十二億ということがございまして、きわめて離れた数字であることは言うまでもありません。ところが私どもは、この所得税法によつては少しも国民生活に影響を与えないばかりか、この程度の減税でございましては、総理がしばしばお話しになつておるような財産づくりなんというのはできない、こう思つておるわけであります。たとえば国民は消費者米価の改訂によりまして、昭和三十九年度においては約六百三十五億円、四十年度においては約九百三億円、これは消費者の負担になるわけでございまして、三十九年度を会計すれば約千五百三十八億円というのが国民負担の増加になつておるわけであります。これを所得税の減税と比較いたしますと、もうこれだけで国民負担の増加が、あなたが総理大臣におなりになつて

の増加によりまして、国民負担の増加はどうあるかと見ますと、これまた昭和三十九年度においては、保険の負担五十三億円、患者負担が三十億円、合計約八十三億円、昭和四十年度においては、保険負担が四百二十三億円、患者負担が百五十六億円でございますから、これまた五百七十九億円、これが国民負担の増加になつておるわけであります。加えてかりに物価が上昇するということになると相なりますれば、政府の計算によりまして、今後おそらく四・五%という物価の上昇を見込んでおるようですが、実質的にはそれ以上の増加ということになるのではないか。これもあわせて考えますと、今回おやりになりました所得税の減税によりましては、何ら国民は得るところがないということになるわけでございます。おまけにバス、水道料金などの公共料金が引き上げられるということになりますと、これも国民の負担になつてくるわけでございまして、私は、総理がもし国民負担の現状から考えてなお引き続き減税をしたい、こうおっしゃるならば、またその努力を重ねたいとおっしゃるならば、しかばね来年度は一体どうするか、こういう程度の御言明があつてかかるべきものだと思うのであります。私の三千億円減税に対しむつとした顔をして、これでもうあと言わないといふよりは、むしろ積極的に、いや今度はこうだったから、それなら来年度はこうだと、具体的な御言明をなさるというのが、私は国民の期待にこたえるものでないかと思うのでありますが、その点はいかがでありますか。

ら、そういう意味では、総裁の任期は二年、まあ総理はずっとおやりになるにいたしましても、やはり自分の言明についてのケリはつけなければいけない。そういうことを考えますと、来年度は少なくとも一千億円以上減税をしなければ、よいようそを申しませんと、いうことの踏襲にはならぬわけでございましょう。そういうことを考えれば、いまは言明できないとおっしゃるけれども、やはり政治家は所信を貫いて、一たん自分の言明をなさったことについてのケリはつける、こういう態度がなくてはならぬと思うのですが、いかがでしょう。

に、数字でござりまするから、今日ただいま申し上げるわけにまいりません。

○平林委員 どうもたいへんおかたい態度でございまして、まあある意味では慎重になつて、うつかりしたことを言うとこれはたいへんだということでお、貝のように口を閉じられるわけでございましょう。しかし私は、もう一つ心配しておることがあるのであります。いずれにいたしましても、政治家としての約束は果たさなくてはいかぬし、国会で申されましたように、積極的減税の努力をしなければいかぬ。われわれも黙つちやいませんから、国民の税負担の現状からこれを追及していく。これは何回も何回も、あなたが総理大臣である限りやるつもりでござりますから、何回でも続いていくわけです。そうすると何とかせにやならぬということになるわけです。これは総理大臣もきっとお考えになつてゐると思う。

私、そこで心配するのは、隣にいる田中大蔵大

國をこえておるではないか。つまり税の負担能力のあるところからこういうものをとっていくといふような考え方の方は決して悪いことではない。こういうことをしないと日本の税制の進歩はない。これは田中大蔵大臣のお考えです。非常に率直な意見で、話題を提供しておるわけでございます。私は、総理大臣がいま苦境に立っておるものでありますから、知恵袋のよくな田中蔵相が、これは何とかせにやいかぬということで、そのアドバイスとして上げているのがこの間接税の増徴というようなことでないかと思うのであります。非常に警戒すべきことでございます。同時に私は、これに派生して考えられる問題は、売り上げ税の創設というような問題でございまして、こういうことを考へると、幾らでも増徴できるわけです。この財源をして所得税減税に充てよなんという考え方方が、政府内部から、しかも有力な政治家である田中大蔵大臣からも、出てくるのではないかと、いうことを私は心配するわけでございます。そこで、この問題について私の心配は、一体当たつておるか当たつておらぬか、総理大臣はこういう問題についてどういうようになっておるか、ひとつお考えを明らかにしてもらいたいと思ひます。

○田中國務大臣 私が簡権税を増徴するという前提のもとでお話ををしておるのではございません。

この席からも申し上げましたが、減税をしたいということは、総理大臣は三千億ということを言わされました。三千億の減税もしたいという考え方を持っています。いままでは毎年毎年減税をやっていますけれども、十年間累積すれば幾らでござりますとか、また諸外国に比べて見て、国民所得に対する税負担率は必ずしも高くありませんとか、そういうお答えはしておりますが、すなおに見るときに、何とかして所得税を中心にして大きな減税をしたいという考えは、あなたに劣るものではないわけです。もちろん毎日毎日攻撃を受けておる私の立場になれば、あなたが企図するものよりももつと大きなものをやりたいといふくらいの気持ちがございます。しかし減税を

円をこえておるではないか。つまり税の負担能力のあるところからこういうものをとっていくといふような考え方の方は決して悪いことではない。こういうことをしないと日本の税制の進歩はない。これは田中大蔵大臣のお考えです。非常に率直な意見で、話題を提供しておるわけでございます。私は、総理大臣がいま苦境に立つておるものでありますから、知恵袋のような田中蔵相が、これは何とかせにやいかぬということで、そのアドバイスとして上げているのがこの間接税の増徴というようなことでないかと思うのであります。非常に警戒すべきことでござります。同時に私は、これに派生して考えられる問題は、売り上げ税の創設というような問題でございまして、こういうことを考へると、幾らでも増徴ができるわけです。この財源をして所得税減税に充てようなんという考え方方が、政府部内から、しかもも有力な政治家であられる田中大蔵大臣からも、出てくるのでないかとお考へを明らかにしてもらいたいと思ひます。

○田中國務大臣 私が簡権税を増徴するという前提のもとでお話をしておるのはございません。

するということになりますと、歳出要求を押えるか、もしくは他に財源を得るかということしかなかつたわけでございます。他に財源を求めるとなれば、一つは国債のような内国債を出して、一般会計の財源として財源を得るということか、もしくは税制の合理化といいますか、よりいい税制といふことに対するならば——あなた方はよりいい税制といふことに対する対しては、特別措置を排除して財源を得る、こういうのですが、角をためて牛を殺すということできません。他にもうないかということを考えることは、これは自然だと思います。でありますから、私が間接税——逆進性の強いといわれておられる間接税を必ずしもすぐ増徴しようというのではなくございませんが、税制改正といふものは、いよいよ四年度の税制改正の御審議をいただいておりますが、絶えず減税ということは頭にありますから、自分の思うことを言って、あなたから反撃を受けるということで、こういうことでわれわれはより勉強するわけでございますので、こういう問題に対しても大蔵事務当局と私との間でも、まだ議論を詰めておるわけではありませんし、私自身もいま間接税を増徴しようという考え方ではございません。ただフランスやイタリア、こういうところが間接税にウエートを置いておるので、いまの間接税と直接税との比率を絶対変えてはならないといふような気持であつてはならない。しかも、また過去において取引高税でもつて失敗をいたしましたが、しかし取引高税というのはちょうど時期が悪かったというような議論もありますから、もう一ぺん検討してみると、何も悪いことではないと思います。

ている点はそこにあるのです。財源がないといふことから、売り上げ税の創設であるとか、間接税、物品税をはじめその他の増徴をはかることによつて、所得税の減税をやるということは、私先ほど指摘いたしましたように、米価あるいは医療費や物価の上昇分を引き去ると何も残らないと同じじように、形式的な減税にすぎないということになるわけでござります。私は、総理がおっしゃつておる国民負担の現状から見て、引き続き減税はせにやならぬという場合には、そつくりきれいな気持ちで減税をやってもらいたい、こう考へるのですが、その点はどうでしようか。

○佐藤内閣総理大臣　ただいま私が言つております減税、これはほんとうにきれいな意味で負担を軽くしたい、こういうつもりでございます。先ほど来三千億にこだわつていらっしゃるようではあります、そういうものが、端的に数字で出さないとみんな了承してくれないので出した、それを先ほど來責められております。そこで、ただいま申し上げるよう、他で上がつておれば困るじやないか、あるいは公共料金が上がつたとか消費者米価が上がつたとかこういうことと、それが一緒になるかどうかということは、議論を進めていけば、私は、物価も公共料金も上げないで、何もかもも上げないで減税だけされればこれにこしたことはないと思ひます。しかしこれはやはり賃金は上がりまし、お互いの生活自身も向上してまいりますし、そういう意味の支出のほうはふえるのだ——これはどうもあまり言われないです、やはり税制の上で安くなつたかどうか、こういうようないつていただきたいと思います。これがすなおな行き方だ。ただその場合に、ただいま問題になつております間接税、直接税それが一体どうなるのか、これは各国によりましてそれぞれ行き方が違つております。まあ日本のように間接税を従にしておる国と、フランスやなんかは違つておるといふことです。これはやはり国民になじみやすいといつますか、国民がなれておる税制でないと困るのです。過去において取引高税が失敗したのもそういう

うところだろうと思ひます。だからこれは一面から申せば、所得税中心に減税をやるといった、財政上困るから片一方間接税で上げたと、これではあまり——なるほど受けるほうの、支払うほうの国民から見ますと、そこが直接に支払うものと、間接に支払うので受け方が幾らか違うと思う。だが議論を進めていけばどうもそこは同じじやないか、かえつて国民になじまない税制が今度は幅をきかすようになると、それは困る、こういう議論も立つだろうと思います。だからそういうことはあまり考へないのでただいまの間接税と直接税の比率は、日本ではこれが好ましい状況じゃないか、かようにいわれておりますから、すなおにそのとおりとつたらいいだろう。ただ問題は、国の財政そのものがたして減税が可能なような状況になつておるか、これはひとり歳入ばかりではございません。支出、歳出の面も同時にからんであるわけでございます。したがつてそういう意味から減税をしたいといましてもなかなかすなおに一足飛びに幾ら減税をするということは言いにくのです。これは、佐藤は輕率にものを言うからせんともこの際言質をとろう、こういうことでお責めになるかもわかりませんが、ただいま年度末、そういう際に四十一年度の審議をする、その予想を立てる、これはちょっと専門家でも無理なんですよ。ましてやしらうとである私にはちょっとできにくい、その点は御了解をいただきたい、かよう申しておるわけです。

おけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」この答申をゆがめておるのではないか。また「昭和四十年度の税制改正に関する答申」に対してもこれを尊重しているとは言いがたいのではないか、こう思うのであります。

この点は昭和四十年度だけをちょっと参考に申し上げますと、税制調査会の昭和四十年度における所得税の減税は初年度八百九十億円、平年度二十五億円でありましたのに對して、政府案では初年度八百二億円、平年度九百二十二億円でござりますから、ここに初年度で八十八億円、平年度において百三億円削つておるわけです。

利子所得の点におきましても同様でありますて、源泉徴収税率を現行5%から10%に引き上げる、20%の税率による源泉選択制度を創設すると答申にあるのに、政府案では10%についてはそのとおりでありますが、非課税限度額は現行五十万より百万円に引き上げると変わった措置をおやりになりましたし、配当所得に対する源泉徴収税率の特例につきましても答申と政府の考えとは相反するものをきめてしましました。この昭和四十年度における税制改正一つを取り上げてみましても、どうも税制調査会の答申を尊重していないのじやないか、私はこう思うのでありますけれども、いかがでしよう。

○佐藤内閣総理大臣 政府はもうかねてから尊重しておる、かよう申しておりますが、この尊重、あるいは尊重してない——見方によりましては御非難も多々あるのじやないか。政府はかねてから申しておりますように、大筋においてはこの調査会の線を守つております。ことに長期にわかつては増収分の二割程度を減税に振り向けるということを言つておる。しかしこれは正確に言えばことしは二割になつていない、一九%、こういふことです。しかしこういうような数字は單年度で言うべきものではないだろう、かようにも思ひますので、過去の実績等から見ましてもまあ大体自然増収分の二割、この辺が減税に振り向けられ

る、また今後もそうだろう、こういうふうな期待が言えるわけあります。また所得税を中心にしてという、そういう意味の減税も今度七五%が所得税だった、かように思いますか、さような点を考えますと、やはり大筋は政府は十分尊重しておる。ただ行き方をいたしまして今回は利子、配当等について特殊な措置をとつたものですから、これはどうも税制調査会と全然別な行き方をしておる、こういう意味で批判を受けておるようですが、問題はやはり大筋、それを一体どういうように盛つておるか、そういう大まかな議論をひとつしていただきと、政府もでたらめを言っておるのではない、十分尊重をしたのだ、かよう御理解いただけののではないか、私はその点を特に申し上げるわけでございます。

けれども、しかし利子所得課税の特例が今日まで  
総理あるいは政府がお考へになつておるよう  
に、貯蓄奨励の役割りを果たしておるかといふと  
そんな役割りはちつとも果たしていない。政治的  
効果はない。税制調査会の資料によりまして、  
昭和三十四年度は利子所得課税の特例を圧縮した  
のかかわらず、貯蓄のほうは昭和三十三年の一  
兆百八十七億円より三十四年は一兆六千億円と大  
幅に伸びておるのです。つまり利子所得に対する  
課税の特例を圧縮してそれを少なくしたのにかか  
わらず貯蓄のほうは伸びておるのであります。その逆に  
昭和二十八年は利子所得の課税の特例を拡大いた  
しました。ところが貯蓄の伸びを見ると、昭和二  
十八年が五千五百二十二億円であるのに対し、  
昭和二十九年は五千五百十一億円と鈍化しておる  
わけです。つまり今日までの預貯金の傾向を見ま  
すと、税制の優遇措置が関係もなく推移してお  
る、こういうようなことになつておるわけであり  
まして、私は今回利子所得課税の特例について税  
調と相反した方向で政府がおとりになるその理由  
が貯蓄の奨励だといっても実績はそうではないと  
いうことを考えますと、これは政府のおとりにな  
った解釈というのは、政府が自分の責任でおや  
りになる、こういうたてまえなんですね。もしこ  
れはおれの責任でやるんだ、こうおっしゃるなら  
またこれは次の経過を経て、そうしてその責任に  
ついておとりになればいいわけです。ところが税  
調を大筋において尊重してやつておるんだとといふ  
理解のもとでこういうことをおやりになるという  
のじやないのじやないですか。いかがでしよう。  
○佐藤内閣総理大臣 先ほど説明したとおりでござ  
いまして、私は今回調査会の松隈さんにも会い  
その他の方ともいろいろ懇談いたしました。本  
筋といいますか、本筋は尊重したということであ  
ります。先ほど来申し上げるようく、所得税中心  
だとあるいは金額等をおきましたもそういうこ  
とはやつておる。ただ税調のほうで全然触れてな  
いものが取り上げられたというような意味でただ  
いまのような御議論がござりますけれども、私は

こういう事柄はやはり税調も税議だが、政治的ではなくはやはり処理すべきことだ、かような判断をいたしましたわけであります。それが税調を尊重しない、こういうことではない、これは十分尊重しておるということをございます。

○平林委員 私も約束の時間がありませんから、最後にもう一つだけお尋ねをして終わりたいと申うのであります。今日までこの問題について議論をしてまいりましたが、それに対しても田中大臣はじめ総理のお答えは、税制というものは時代に即応して経済情勢に合ったものにしていくといふのをたてまえとしているんだというお考えがございまして、私は今回政府がおとりになつた二つの、特に資産所得に対する課税の特例は独創的過激な研究をしてその結論を出したわけでございましてから、私は今回政府がおどりになつた二つの社会、経済の推移に即応した税制を三年間にわたりて研究をしてその結論を出しても反しておるという見解をとつておるわけであります。そこでむしろ時代やあるいは経済、国民生活の現状に即して税制を考えるということを、百歩譲って考えるならば、私はむしろこういう情勢においては、たとえば私どもの同僚の有馬委員が提唱しておりますように、教育費の免稅のようなものをおやりにならぬ。教育の機会均等というものがございましても、これはこわれておる。高校に入るにせよ、私立、公立に入るのにいろいろ手をかけてやりますから、お金がかかるようなことがあります。こういうときに教育費の負担増等のことを考えて、これはひとつ教育費の免稅というのを考えたらどうか、こういうようなことはむしろ私はそのときの実情、国民生活に密着した税の措置と考えられるのであります。

の増徴はたいへんあります。そこで今回も政黨は医療費の控除について若干の訂正をしてまいりましたけれども、これは一つの限度額がございまして。そこで私はこういう限度を設けないで、そして国民が医療負担をしたものについてはこれたる減税の控除をする、こういうようなことをおやじにならるとかあるのはまた最近のように土地の値上がりが激しい、これが物価に与える影響が大きいために即応した税制のあり方として研究してしかるべき方向だと考へるがございますけれども、こういう三つの考え方につきまして、総理のお考へはいかがでしょうか。

理由があるかどうか。今日あるいは資本市場を育成強化したいとか、あるいは貯蓄を増強したいとか、あるいは輸出を振興したいとか、こういうようなことが経済の面ばかりじやなく政治的な要請でもある。こういうような場合に、政府がただいま申し上げるような措置をとる。もちろん国会の御審議は経なければならないし、また税制調査会の御意見も聞かなければならぬ。税制調査会がそれに反対をされましても、やはり実情等を見まして、これは国会の御審議を願つてそうしてきめたい、こういうものが政府に出てくるわけです。  
まあ、ただいま申し上げるのがそういう特例だということを御了承いただきたいと思います。  
○平林委員 三つの問題についてお答えがいまなかつたのですが……。

○佐藤内閣総理大臣 それから教育の問題、これは一つの理屈は私はあるように思えますけれども、これは扶養控除という方向でやることが税の公平の原則じゃないのだろうか。そこでかってに公平の原則を引っぱり出すといっておしかりを受けるかもわかりませんが、これはやはり教育費を支払う者と支払わない者とがある。義務教育だけで就職した者がある。こういうような点がありますから、これはいわゆる税の公平の原則から見て扶養控除のほうが適当だらう、かようにも思います。

○田中國務大臣 空閑地税の問題にお触れになりましたが、空閑地税というのは、よほど慎重に考えないとかえって地価をつくり上げるというふうな問題もあるわけであります。しかし、いま新しい考え方としては、建設省の考え方であります。が、一般的な空閑地税というような観念でなく、法律に基づいて都市計画法と同じようにある一定の地域を指定する。その中の土地を高度利用するためには私権を制限するか、その法律によつて、全部換地権等をその法律が持つて土地を買い上げるようにするか、もしくはその法律の使命達成に障害になるような、値上がりを待つておるといふような者に對して空閑地税という名称でかけるか、今まで観念上空閑地税といわれておつたも



つの時代でも言い得るかと存じます。

○有馬委員 前の答弁といまの答弁じゃがらつと違うのですね。少なくとも、本日は答弁されなかつたけれども、平林委員の質問に対しても私の質問に対しても具体的にはおっしゃらないけれども、頭の中にはあつたはずなんですよ。指示しようと思えば指示できたはずなんです。これはこれ以上追及いたしません。

ただここでいま一つお伺いしたいのは、これも平林委員がお尋ねになつたことでありますけれども、私は、歴代の内閣が税調の答申に対する態度といふものについて、尊重する尊重しないということばのややでもって対処していること自体に問題があると思うのです。私は、内閣に設けられた各種委員会で、税調ほど直剣に、しかもそのものをどう扱うか、私は、答申にないようなものについては手がけない、答申されたものについても、それが八〇%になりあるいは七〇%になるから、今後の政府のあり方として、その答申されないけれども、その趣旨に従つていくかといふような一つの態度というものを政府として確立すべき時期ではないかと思うのですが、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 税調は委員の方々が非常に熱心であり、しかも専門的だということは、有馬さんの御指摘のとおりであります。そういう意味で私もお尋ねを表しておる。また同時に制度そのもののたてまえから申しまして、その答申は尊重する。これは政府が拘束される——尊重の意味においての拘束ですが、そういう立場にある。したがつて、ただいま答申が全然ないものを取り上げるな、こういう御意見がございますが、これはひとつ今後の問題として十分研究してみたいと思ひます。もちろん答申されないものを政府自身がかかるにきめるということでは議論が出てくるだろう。それがいかに小さな事柄であり、ささいなことであつても、それは議論を残すだらう、かよ

うに考えますから、十分将来研究することにしたい、かように思います。

また率等について変えることも、この辺は許せぬ、こういうような御意見でございますが、本来私税調自身についてただいまの基本的な原則はそれでいいかと思いますが、歳入歳出、しかも歳出のほうの要請が非常に強い、こういう立場になつてきた国の財政、そういうもののあり方の場合に、いわゆる税負担を軽くしたいというたてまえのみから減税措置を行なうと、いうわけにもなかなかいきかねる、そういう意味で税調の方がいろいろ苦心され、各方面をらみ合わせ、また事務当局からも材料をよくとられて大体の歳出の規模なども予定はされつゝも、ときどき政府がそのまま採用できないものがある、この点はあらかじめ御了承置き願いたいのです。しかし、原則そのものとしては、おっしゃること、しどくもつともだ、かようになります。

○有馬委員 次に、私は国税と地方税の体系について考え方直すべき時期に来ているのじゃないかと思うのです。もちろん交付税率をいじることも必要でありますけれども、私は、現在の地方財政の立場を国で根本的に財源の面その他から考えて直すべき時期に来ておるのじゃなかろうかと思うのであります。基本的に、これをどうお考えになつておるか。

また、これに関連して総理が憤然とされるようなことをいま一つお伺いいたします。たとえば、御承知のように娯楽施設利用税というものが地方税の中にあります。マージャン屋だとゴルフ場だとか。総理も近ごろちょいちょい出かけられて、健康のために非常にけつこうなことだと思っておりますが、その帰りがけにグリーンフィーの何%に税金がかかっておるか、ごらんになつたこと、ありますか。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまのゴルフ税の内容については事務当局から後に説明させたいと思います。

ただいま御指摘になりました國と地方の財政の

あり方等、これは確かに問題があるだろうと思いついにちよつと問題があると思います。だから、ここにちよつと問題があると思います。だから、地方制度審議会その他におきましても、行政のあり方などがあるいはまたいまの単位等につきましては十分考究されて、しかる後でないと、財源の分配など非常に困難ではないか。ことに、いままでいつも議論されますように、赤字団体については議論される、黒字団体はそのまま置かれておる、こういうところに、いろいろあり方としてはまだまだこれから整理していくなければならない、整備していくかなければならないという段階ではないかと思ひます。これはおそらく有馬さんもそういう意味のお尋ねかと思います。

○有馬委員 総理、その日の成績だけが気になつて見ないで帰られるらしいですけれども、この利便用税は標準税率で百分の五十なのであります。ところが実際には百分の十二、三しか取つてないところが多いわけです。一方では地方財政の貧困をうたがいながら、これは一つの例でありますけれども、そういう形で、地方財政自体にもいろいろ問題点が残されている。ですから私は、国税と地方税とを同じ場において再検討すべき時期に来ておる、このように考えますので、いま総理の答弁になりましたように、ぜひこれは近い機会に税体系全体として御検討いただくよう強く要望をいたしておきたいと存じます。

○佐藤内閣総理大臣 どうも総理大臣は何にも知らないとか、そういうような実情になつていて、そのことをたといま御指摘を受けて、これはさらに検討してみる必要があるんじゃないだろうか。十分税務当局におきましても、ただいまなかなか把握しにくいやうな実情じゃないかと思いますので、これなどはよくもう一度検討するということにしたいと思います。

○横山委員 ところが、これはきわめてはつきりした問題です。課税最低限というのは税制調査会及び本委員会においても、きわめて具体的な問題として常に議論をしておるわけです。しかも今まで政府がおとりになつた措置によってこの問題が生じたわけであります。たとえば基礎控除は答申は二万であった。それによれば平年度は課税最低限は一人で二十一万五千六百七十五円であった。ところが基礎控除を一万にした。そのために二十万

二千五百二十四円になつた、こういうわけであります。そのために答申では千九百八十六万人の納税者が、政府案では二千二十八万になつてゐる。差し引き四十二万の若年者が課税になる。若年者ばかりではありません。ありませんが、新中卒に税金かかるようになった、こういうことです。これはもうお考えになる余地はない。政府の手によつて新しく中学校卒業者に税金がかかるようになったということです。

○田中國務大臣 課税最低限の引き上げにつきましては、年々考えておるわけでございます。中卒者が就職して直ちに税金がかかるということは、

徴税の上から見ましても、低額所得者に税がかからないことは、納税人口が非常にふえておる現状ですが、現状から見ましてできるだけ課税最低限を引き上げることによって、中卒者等にかかるないようにしたいという考え方でやっていることは事実でございます。しかし初任給というものが急速に近年上がつてしまひましたために、毎年課税最低限を引き上げたにもかかわらず、納税するようになつた。金額は非常に少ないとあります、中卒者が直ちに納税人口の中に数えられるということとありますから、中卒者だからといって収入がうんとある者に税金をかけないといふわけにはまいらぬのであります、有業者ということとありますから……。しかしどう考へても中学校を卒業して直ちに就職して、その収入が多かつたからといって課税対象になるというようなことは、これからそういうことを避けるために課税最低限を引き上げる方向で十分検討してまいりましたい、こう考えます。

○横山委員 私は適當な数字を使っておるわけじゃないです。中学校卒業で一万五千円は東京ではありきたりのことだ。ありきたりのことと税金をかける、今度の答申を直した政府の手によつて中卒者に税金をかけることになつたのだ、こう言つている。それが間違いであるとおっしゃるならばそれはいい。けれども一万五千円というのはありきたりですよ。大臣どうですか。私はいろいろ

○田中國務大臣 中学の卒業生だから税金をかけないという考え方じゃありません。有業者であるならば、小学校卒業者でも、税金を納めておるのでありますから、そういう問題ではなくて、課税最低限の引き上げをやつたわけであります。中学卒業生が非常に初任給が高くなつたということでお納税者になる。こういうことにもなるわけであります。でありますから、これらの問題に対してもは、将来とも課税最低限の引き上げを考えまいります、こうお答えをしておるのであります。

○横山委員 私は総理大臣に感じだと言つて聞いておるのでですが、中学卒業者の中にもいろいろの給料が地方によつてはありますよ。ありますが、少なくとも中学を卒業した人間がべらぼうな給料をもらうはずがないですよ。例外がないとは言いません。一般論として中学卒業者に税金をかけることは適當でない、こう私は言つている。(かわいそうだと呼ぶ者あり)ほんとうに同僚が言うとおりかわいそうだ。そのところは総理大臣としてはどうお考えになるか。

○佐藤内閣總理大臣 いまのはもちろん中学を卒業したというだけで同情して税をかけなくてもいい、こういうようなわけにはいきません。これはやはり収入があつてどうなるか、ただいま言われるような一万五千円、こういう給料の場合に一体税をかけることが適當なりやいなや、かような問題だと思う。ただいま大蔵大臣はさらにそういう点については最低限を上げていくのだ、こういうような説明をしております。ことにことしがどうなつてゐるか、ことしの卒業生はいまの税がかからない、去年の卒業生がことしからかかる、こういうことなんです。それが一年つとめたといふことで、ただいま言われるような特別な状況になると、こういうことなんです。

万五千円の場合は、税制調査会の答申によります。でも、また政府案の場合におきましても、年間収入が賞与三ヶ月分といたしますと、二十二万五千円となりまして、それはいずれの場合にも課税になる。ただもう少し、一万五千円より少し少な目でございますと、政府案の場合と税制調査会の答申の場合とで一万数千円の違いがござりますから、その間にありますと、税制調査会の答申でやれば課税にならないのに政府案の場合には課税になると、こういう場合が出てまいります。そういう点からいたしまして、できるだけ課税最低限を引き上げまして、中学卒業生が就職したその年は九ヵ月分の収入しかありませんから課税にならないのが普通でありますけれども、しかし翌年からでもすぐ課税になるというのは好ましくないので、できるだけ課税最低限を引き上げていきます。たいへんうなづかしいので、こういうのが私どもの考え方でございます。

○横山委員 全く私の言いたいのはそのとおりなんです。私どもの御意見は——そっちの私どもの御意見はそうなんですよ。私はあえて国税局や主税局を弁護したくないけれども、私がここでいう税の公平論というのは、全く国税局や主税局の代表者みたいにものをしゃべっている。あの人たちはりっぱな人たちが多いんですよ。ところが政策の手にかかるて中学卒業生に税金をかけるようになったということです。私はこの問題について時間をとるのはあまり適当ではないから、時間がありませんから言いませんけれども、総理としては、政府の手によって中学卒業者に税金がかかるようになったことについて、私は遺憾な気持ちを持つてもらわなければ困る、これが私の意見です。

○佐藤内閣総理大臣 これは中学卒業者、中学卒業者とおっしゃらないで、いまの給与の最低のところが税のかかるのがこの辺だ、そこがいかにも——もう少し思いやりがあるて、もっと最低限というか、それを引き上げたらどうだ、こういうお話をですが、中学卒業とということにあまり重点を置かないで、小学校卒業でも收入がうんとあればそれは取る、そういうことだから、そうでなしに、

もつと所得最低限、そういうものについてただいま言われるよう、政府の扱い方と税制調査会で扱い方が二になる、そういう点はできるだけ税利調査会の意見どおりに政府は採用してくれ、こゝ言わられるのが筋じゃないかと私は思います。いま、ただいま申し上げたのはそういう意味でござります。十分検討する、かように思つております。

○横山委員 小学校を出たつて給料が多ければ、中学校を出たつて給料が多ければ、というのにならしくない答弁だと思います。せめて小学校や中学を出たばやほやに税金をかけるのは避けたい、というがほんとうじやないでしようか。あなたがやつていらっしゃる政策減税から見ると、一番あなたの言わなければならぬところじやないです。私はそれを要求しているのです。小学校を卒業したばやほや、中学校を卒業したばやほやにはわれわれとしては税金をかけたくない、多少給料が多くてもこれは避けるべきだ、こういうふうにこなければうそじやありませんか。

○佐藤内閣総理大臣 まあうそもほんとうもない、とにかく税はやはり収入についてかけるので、学歴がどうこうというものじやないのです。これはやはり収入が多いとか少ないとかいうことで、これが公平論だ。ただ、いま言われるよう、卒業したばかりでもう税金を納める、これは実際気の毒じやないですかと言われる。それは心は同情いたしますから、あまり多くの理屈は申しませんが、ただいま申し上げるように、事務当局いろいろくふうしていいるですから、その辺は検討させていただきたいと思います。

○横山委員 事務当局は私の側です。あなた方がこれを手直しされて改悪されたのです。しかしこれは時間の関係上、これ以上言いませんが、政府側としては深く考えてもらいたい。

その次は税外負担です。われわれもあなた方も立場の相違はあるけれども、減税という点についてはいろいろやつてある。けれども町における税外負担というものは、やれ道路である学校であるあるいはP.T.Aである、その他公共負担、健康保

す私は平均年間一万以上は間違なくなつておると思うのであります。税外負担の出る根本は何か買つてやる予算がない、いわんやがらんどうではいかぬから何かよつと黒板をもう一つほしいといふのが全部親にかかるつくるわけです。予算のコストというものが実情に合わぬ。しかし政府としては増税はできぬ。したがつて最近の事情はとごとくといついいほど寄付金で、寄付金といつてもまあとにかく強制的、こういうことになつてしまふ、この点について大臣はどうお考えですか。

○田中国務大臣 税外負担の解消こそ急速にはからなければならぬといふことで、政府も地方自治体に対し税外負担を行なわないようなどう努力もいたしておるわけでござります。三十五年からだんだんと解消せられておりますが、この税外負担の直接の原因が國の補助率が低いとかそういうものだけではございません。これは実際に仕事をする地方の自治体も税外負担をやめるといふことに徹底をして初めてこれが解消されるのであります。私たちが学校をつくりますと、ピアノの寄付だ何の寄付だといふことで、中には子供の親一人に幾らずつ割り当てるというような弊害のある行為に対しても絶対に排除するよう努め力をいたしておるわけでございます。地方財政法の改正もありまして税外負担はだんだんと解消せられておることは御承知のとおりだと思います。

○横山委員 決して解消してない、手をかえ品をかえて税外負担は増加している。そこで総理大臣、この税外負担を解消するような措置を各省政府出示官庁、各地方自治体がとるようになつたといふという希望をどんなに表明してもだめなんですね。総理として大蔵大臣にまかしておかないで、示してもらいたい、こう思いますが、いかがで

○佐藤内閣総理大臣　ただいま税外負担についての御意見でござりますが、私はもうこの点についでは各委員会で、予算委員会等におきましてしばしば伺っております。ただいまたいへんそういう意味の国民の負担が大きい、こういうことで、政府自身もいわゆる予算編成に際しての単価計算等におきまして特別な措置をとる、この点はすでに私も大蔵当局にさような要望をいたしております。しかし今日なおそれが解消されない。最近の経済上の変動等もそういう点に影響を与えているのだろう、その点で十分直らない、こういうこともあります。しかし今日なおそれが解消されないことで、この上とも気をつけて十分税外負担解消への努力を続けていきたい、かようと思ひます。ただ地方におきましてもいわゆる税外負担だという立場だけではなくて、これがしばしば地方的な政治問題のために、こういう点で単価予算を無理にしておきましても、どうも間々聞くのであります。しかし、いすれにいたしましても住民の負担が重くなるということは好ましいことではありませんし、またそういう事柄が政治をやがめる原因にもなるのだ、かようなことを考えると、いずれにしてもその理由はどこにあるとも税外負担をなくするように一そう努力をしてまいりたい、かよう思います。

が三万円、施設費が五万円、体育費が一千円、学生図書費が三百円、学会費が五百円、同入会金が五十五円、学友会費が二百円、同入会金が五十円、学生健康保険組合費が二千八百円、合計十一万三百五十円。ほかのほうを見ますと、十三万円、十二万円というものがずっと出ています。学校は入るときの約束だから、これは一厘も返さない、こう言っている。この項目を見ますと、これが入学に関する費用及びそれに関係する費用ならばいいけれども、ずっと長期の問題について一文も返さぬ約束ではある。約束ではあるうけれども、また父兄及び子供としても、一つの学校を受ければいいじゃないかといわれたらそれまでのことであるけれどもここに実に苦心慘憺たる父兄や子供の問題があるわけあります。したがいまして、大学がこれによって通常経費に充てたり、あるいは、少し考えるべき点があるのじゃなかろうか、この点について政府として今日のまま放置しておいていいものであろうか、こう考えますが、突然の御質問で恐縮であります、ひとつ父兄の立場に立って考えてやってもらいたい。

思います。ただいま申し上げますように、一つの学校だけ自信のあるところをねらって、そうしてやつていただく、これが一番望ましいのですが、そもそもいかないでしょう。ただいま私立の場合でも、実際に入らないところはお金を返す、これもいい、当然そあるべきだと思いませんけれども、これはやはり自分のところで募集しておれば、それだけの生徒はぜひ自分のところに入れたいのだ、そういう意味でがんばりたい、どうもほかへやめていくというようなのは困りますと言うかも知れない。そこらちょっとむずかしいのじやないでしょうか。

それからある学校によつては、試験を全然なし

にして、そうして志願者は全部入れる、それは必

ず入れるのだ、そういう学校もあるようです。し

かし中に入つてからはなかなかやかましくて、落

第をすれば学校から出でていただく、こういうよ

なところもある。だから必ず全部入つていく、こ

ういうことが許されればいまのような問題はな

い。昔の物理学校などは、これは有名な学校です

が、やはり全部採用する、しかし採用してできが

悪ければ今度は放校というかそういうことに対する

のだ、その辺もあるようです。

ただいまの点は学校審議会等いろいろ研究さ

るべき筋のものかと思いますが、ここで問題を提

案されただけに、やはり公的機関、そういうところで、こういう場合の扱い方をいかにすべきかと

いうようなことがさらには審議されてしかるべき

だ、かように思いますので、文部省に対しまして

も、ただいまのような御意見のあったことを伝え

て、そして私学振興審議会等がひとつ取り上げてみないかということを伝えることは当然いたし

ます。御了承いただきたいと思います。

○横山委員 せひそれはひとつ総理の手によつ

て、父兄の気持ちをくんで解決してやつていただきたいと思います。

時間がございませんから最後に、山陽特殊製鋼

が長年赤字を出しながら長年配当しておったとい

うことが、世の中の評判になつております。各会

社とも収益が悪い、悪いといっておりながら、収

益をあげながら赤字の申告をしておる。特に大企

業においてはそういう傾向が非常に強いのであり

ます。われわれとしてはかねてから過当広告税と

いうことを主張しておつた。世界を回りまして日

本ほど広告のはんらんをしているところはないの

であります。テレビを見れば、新聞を見れば、町

を歩けば、電気のネオン塔、まことに全世界をな

がめて見ましても、町のネオンの過当広告では日

本ほど世界一のところはないと私は痛感して帰つ

てきました。しかも薬でもそうあります、広

告費にべらぼうな経費を使って、それらがわれわ

れの口に入り、われわれのからだにつけられるわ

けであります。製薬会社に言わせますとまさに數

十%，過半数が広告費ではないかと言われておる

のであります。こういう状況からいいますと、私

どもがかねて言つておりますように、過当広告税

をかけるべきではないかと常に主張しておるので

あります。しかし広告といふものにつ

いて、利益を出せば税金として持つていかれる。

ですから無形の資産として投資をするためには宣

伝を大いにやる、それから交際費の支出もやる、

こういうことで、交際費課税につきましてはいま

か。いま与党の皆さん御意見によつて交際費の

制限もされる、そして企業として健全にやらなければいかぬと両大臣も言つていらっしゃるときで

ありますから、広告の過当なものについて課税を

する適当な時期であると考えますが、いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 過当な広告あるいは過大な

広告がどういうような標準になりますか、またラ

ジオ、テレビ、新聞、雑誌、それら広告を扱つて

おる面からもどういうようやれるか、少し研究

させていただかなといと直ちに結論を出すわけにい

かない、かように思います。これをどの辺でどう

いうようにやるか、一度検討してみたいと思いま

す。

○横山委員 いまも聞いてみると、どうもやじ

はみんな賛成ですよ。いわんや角槻アワーとか何

だとか、私はこの際大臣に聞きたいのであり

ますが、あれは銀行がスポンサーになつてているの

ですか。どうも町の評判は、角槻団地とか角槻ア

ワーとか——団地は違つたそで御迷惑な話であ

ります。このことはひとり本大臣委員会ばかりでございま

す。このことは大きなセイセーションを投げかけ

ます。

○吉田委員長 春日一幸君

今回佐藤内閣は資産所得に対する優

遇措置について、自民党用語で言うならば画期

的、革命的措置をおとりになつたわけでございま

す。

時間がございませんから最後に、山陽特殊製鋼

が長年赤字を出しながら長年配当しておつたとい

うことが、世の中の評判になつております。各会

社とも収益が悪い、悪いといっておりながら、収

益をあげながら赤字の申告をしておる。特に大企

業においてはそういう傾向が非常に強いのであり

ます。われわれとしてはかねてから過当広告税と

いうことを主張しておつた。世界を回りまして日

本ほど広告のはんらんをしているところはないの

であります。テレビを見れば、新聞を見れば、町

を歩けば、電気のネオン塔、まことに全世界をな

がめて見ましても、町のネオンの過当広告では日

本ほど世界一のところはないと私は痛感して帰つ

てきました。しかも薬でもそうあります、広

告費にべらぼうな経費を使って、それらがわれわ

れの口に入り、われわれのからだにつけられるわ

けであります。製薬会社に言わせますとまさに數

十%，過半数が広告費ではないかと言われておる

のであります。こういう状況からいいますと、私

どもがかねて言つておりますように、過当広告税

をかけるべきではないかと常に主張しておるので

あります。しかし広告といふものにつ

いて、利益を出せば税金として持つていかれる。

ですから無形の資産として投資をするためには宣

伝を大いにやる、それから交際費の支出もやる、

こういうことで、交際費課税につきましてはいま

か。いま与党の皆さん御意見によつて交際費の

制限もされる、そして企業として健全にやらなければいかぬと両大臣も言つていらっしゃるときで

ありますから、広告の過当なものについて課税を

する適当な時期であると考えますが、いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 広告税につきましては、非常に

有力な財源であることは事実でございます。いま

までの税制改正の過程において十分検討したもの

でございますが、なかなかむずかしい、こういう

結論でございます。この間の事情は十分あなたも

御承知だと思います。しかし広告といふものにつ

いて、利益を出せば税金として持つていかれる。

ですから無形の資産として投資をするためには宣

伝を大いにやる、それから交際費の支出もやる、

こういうことで、交際費課税につきましてはいま

か。いま与党の皆さん御意見によつて交際費の

制限もされる、そして企業として健全にやらなければいかぬと両大臣も言つていらっしゃるときで

ありますから、広告の過当なものについて課税を

する適当な時期であると考えますが、いかがですか。

○吉田委員長 春日一幸君

今回佐藤内閣は資産所得に対する優

遇措置について、自民党用語で言うならば画期

的、革命的措置をおとりになつたわけでございま

す。

○横山委員 終わります。

○吉田委員長 春日一幸君

今回佐藤内閣は資産所得に対する優

遇措置について、自民党用語で言うならば画期

的、革命的措置をおとりになつたわけでございま

す。

○春日委員 今回佐藤内閣は資産所得に対する優

遇措置について、自民党用語で言うならば画期

的、革命的措置をおとりになつたわけでございま

す。

○横山委員 終わります。

○吉田委員長 春日一幸君

今回佐藤内閣は資産所得に対する優

遇措置について、自民党用語で言うならば画期

的、革命的措置をおとりになつたわけでございま

す。

○春日委員 今回佐藤内閣は資産所得に対する優

遇措置について、自民党用語で言うならば画期

的、革命的措置をおとりになつたわけでございま

す。

○横山委員 終わります。

○吉田委員長 春日一幸君

</div

す。今回は特別な措置として提案しておるような次第でございます。

○春日委員　きめた以上踏み切っていくというの  
でござりますけれども、やはり民主政治は世論政  
治であり、国内外の世論がこのように批判的で  
あって攻撃的であるのに、われ一人行くというよ  
うなことは、これは何と言つたところで佐藤さん  
らしくない。人間尊重でありますとか、話し合い、  
調和というようなヒューマニズムを掲げられてお  
りまして、アメリカの連中もびっくりしておるか  
なります。特に私は申し上げたいがシャウプ教  
授、これは日本の税制の生みの親です。この生み  
の親であるシャウプさんが何と批判をしておるか  
と申しますと、配当所得の源泉選択課税を批判さ  
れて、富裕者の大きなグループに利益を与えるよ  
うな税制は崩壊する、これは歴史が示しておると  
ころである。もし累進所得税が日本で崩壊され  
ば、およそ一般売り上げ税にとってかわられ、低  
所得層、特に多子家庭は重圧を受けるであろう。  
勤労所得者のモラルは低下すること必然であると  
断定的に述べられておる。はたせるかな田中大蔵  
大臣は後日この売り上げ税を考えなければならぬ  
というようなことを角榮アワーが何かで述べられ  
ておりますが、シャウプさんが述べられたことが  
角榮アワーによつてすでに裏づけられておること  
は最も警戒を要する傾向であるといわなければな  
らないのです。さらにシャウプ教授は、こ  
れは別の項で経済成長や株式市場の健全化は必要  
だが、だからといってそのために所得税体系の崩  
壊という大きな犠牲を払うべきではない、もう非  
常にこれをきびしく戒しめておるのでございま  
す。こういうようなシャウプさんのことばという  
ものは、われわれがここでいろいろな反論を述べ  
ますと、大蔵大臣はこれはボリシーの相違であ  
るといってさりげなく受け答えをせられまするけ  
れども、シャウプというのは日本税制を生み出し  
たところの、言うならば生みの親である。生みの  
親がこういうめちゃなことをやってはいかぬと  
いって、おうのうもんもんしておるんですね。親の

心をこんなにもだえさせる田中さんというものは、極道息子の最たるものじゃないか、私はそう思うのです。これはひとつ総理からも見解が述べられたいし、この際角榮アワーを代表して大臣からも、一個の疏弁がなければならぬと思う。ひとつ見解をお述べください。シャウプさんをこんなにもだえさせていいのかどうか。

○田中国務大臣 シャウプさんは戦後における日本税制の生みの親であるという、その功績は高く評価をいたしております。評価をいたしておりますが、しかしその生みの親である人の批判があつたら日本の税制は何もできないのだ、こういう考え方では進歩がないわけであります。御承知の非常にテンポの早い国際情勢に際して、日本の実情に合うようななういう税制をつくっていくということとは、日々これ進歩をしていかなければならぬわけであります。またシャウプさんは確かに税制をつくられて、戦後恩恵を受けて今日の財政の基盤が築かれたわけであります。しかし必ずしも海のかなたにおられて今的情勢を的確に判断しておられる、こういうことをそのまま考えなくともいいと存ります。もちろんこういう税制に対しては批判のあることは私も承知をいたしておりますが、批判があるとしても将来の日本のために、ある時期やむを得ざることとしてこういうことをとつたわけだと思います。もちらんこういう税制に対しても、ありますて、私は中小企業などを育成しておられる春日さんはわかつていただけ、こう思つていただわけであります。春日さんにもわかつていただけないということは悲しいことであります。しかし私はいまの日本の資本状態、また資本市場の状態、また金融の正常化をはかつていかなければならぬということを考えてまいりますと、議論は存するところでございますが、この税制改正に対するましてはひとつ御協力を賜わらんことを切にお願ひを申し上げておきたいと思います。

○春日委員 それはだれが何といつても断じて聞かないのだというようなことでございまして、はなはだ遺憾にたえないところなんです。やはりこの徵税理論というようなもの、また特に新しい制

度を国の中に打ち立てていこうというようなことをしておられます。その税の体系はくずれていくのである。くずれていけば、とってもかわるもののが何であるかここで示唆をいたしておるにかんがみまして、単なる特殊のグループ、すなわち証券会社であるとかあるいはそれに興味を持つ大衆であるとかいう問題ではないんでござりますね。日本の税体系そのものをくずして、そのあけくの果てに大衆負担を重くする形にならざるを得ないものである、シャウプさんはこれを言つておるのでございます。だからわれわれはそのことをはなはだおそれて、いまここで警戒的な質問を行なつておるのでござりますが、むろん総理が述べられたように、なるほどシャウプさんやオルドマンの言われておるよう、これははなはだ危険な要素をはらんでおる。だから角栄さんがやつちまつたんだからしようがない、だからもつとすみやかにこれをもとに戻そう、こういうのであるならば、まあわからぬこともないと思うのですが。どうかそういう意味で、いまこの三案が通らんとしておるときに私たちもやばなことを言ひません。时限立法としてこれが出された以上は、时限到来前といふどもこれらをオルドマンやシャウプの権威者のことばに耳を傾けて、天に口なしシャウプ、オルドマンをもってこれを言わしめる、こういう謙虚な気持ちでこれを聞かなければならぬ。何といったって聞かなければならぬ。おつかさんの言うことを聞かなければほんとうの極道者になりますぞ。

山陽特殊製鋼の四百七十二億円の負債によるところの破綻ですね。これは重視されなければならぬと思うのですよ。すなわち企業資本がいまやオーバーローンとオーバー・ボローイングの関係でもって、自己資本二五%になつてしまつたという状態、七五%が他人資本である。金利負担は増大するばかり。しこうして金融機関は預金一〇〇%に對して貸し出しが一〇五ないし一一〇という、こういうおそるべきオーバーローンでござりますね。これを解消するにあらざれば、日本經濟の安定成長というものはあり得ない。金融は經濟の前提、基礎となるものでござりますから、これは御両所ですみやかにこのゆがみ、これを直してもらわなければならぬ。金融機関も自転車操業だといつておるし企業も自転車操業だといつておる。自転車といふものは無限に乗り続けるものではない。ある一定の目的地へ行けば自転車といふものはとまらなければならぬのだから、とまつたときには自転車は倒れるのである。足をふんばらなければ倒れる。自転車といふものは乗つたら無限に果てしなく走っていくものではない。ある目的地に行つたらとまる。その目的地は何ぞや。目的とは高度成長がその目的を達したときあるいはそれが鈍化したときですね。このオーバーローンとオーバーボローイングはおのずからとまつてくる。とまつてくればこれが外部に現象としてあらわれてくるんですね。自転車に乗つておつととまればいかなる現象が起きるか。自転車は倒れるのでござります。高度成長がある一定の段階において、それが究極の地に達すれば、極点に達すればわかるのである。とまればどうなるか。山陽特殊製鋼のごとく外に破産、倒産の形であらわれてくれるのである。これは經濟学の必然である。われわれ経済学者の間ではいとも簡単である。それで私はこの機会に、何事もさておいて金融の正常化ということがはからなければならぬ。そこで田中大臣、問題は、相互銀行と信用金庫には貸し出しと預金との預貸率というのが定められておりますね。預金一〇〇%に対してもって貸し出しが八〇%

の限界をこえざることとある。ところが市中銀行においてはその限界がないものだから、預金の額よりもこえて貸し出しを行なうといふような不健全経営を許しておくことが、歴代大蔵大臣、歴代自民党内閣の罪悪の累積である。いまにしてこれを直すにあらざれば、山陽特殊製鋼のこときものが続々とあとを断たず、これが現実の問題として大きなわが国経済のバニックになつてきたり何としますか。だから最ももすみやかにこれを是正するためには、銀行法を改正して、何でも銀行協会で融資ルールというものを、何かどうふのよだんな脳みそでこね上げておるようござりますけれども、そんなものが実際どの程度の有権的な力を持つかということは、われわれは本委員会においてしばしば論じてきた。十五年間も論じてきた。結局それは百年河清を待つにひとしきものであつて、何らの実効をおさめていないというものが本日その実証である。われわれは過去の経験律の上に立つて将来の方策を決定しなければならぬ。過去にだめだったものは将来やつたつてだめだ。資金委員会法の問題だつてお流れになつたんですね。金融機関といふものの実力の大きさにかんがみて、そのような自主的規制の実際の効果というものはあり得ない。だとすれば、この際私は田中大蔵大臣の政治力をもつてして、法律を改正して、相互銀行においてなし得ることと、信用金庫においてなし得ることがなぜ市中銀行においてなし得ないか、預貸率を銀行法によって法制化すべきだ、法定化すべきだ、このことを必要欠くべからざるところの経済政策として、私はその実現を要請してやまないものである。この問題に対する総理大臣の御所見はいかがでありますか。

をぜひはからなければならぬ。また金融の正常化をはかると同時に公社債市場の育成等をはかりながら、証券市場、資本市場の確立もはかりたいということあります。この目的を達成するため、前段御発言がございました、あまり好ましい政策ではないと思いますが、やむを得ざる措置として利子課税及び配当課税の問題に対処をいたしましたがござります。でありますから、あなたがいま御指摘になるように日銀の貸し出しを押さえ、また都市銀行に対しても預金の八〇%ないし九〇%というような財務比率を厳密に適用してこれを押えるということでござります。ある時期においてこういうことは可能かもしませんが、あなたがいま言われたとおりのことをしてからどういう現象が起るか。そうしたらこれは経済成長がとまるなどというものではなく、ある意味においては企業は将棋倒しになるということも言い得るわけであります。金融の正常化をはかつていくと、いう基本的な考え方はそのとおりでございます。でありますから、オーバーローンの解消、同時にオーバーボローイングが進んでいく状態を招来するよう、金融政策を進めていくとということですと、混乱が起こるわけでござります。でありますから、私がいま申し上げておられますのは、銀行が日銀の貸し出しにたよらないで預金の範囲において貸し出しをする、こういうことになれば、超高度の成長も起こらなかつたと思いますし、またある意味においては社会におけるひずみもいまのようになります。でありますから、金融の正常化をはかるためには、毎度申し上げますようにやはり産業資金というものを金融以外に得る道、すなわち公社債市場の育成によって公社債として長期優良な資金を得るか、もしくは証券市場の発達によつて国民から産業資金を得るかという道のバランスをとつて初めて金融の正常化がなされるわけあります。金融は押える、資本市場は未発達のままにしておくということになれば、産業の成長を抑える以外にないのであります。そうすればも

ちろん物価問題も片づくでありますようし、毎度毎度賃金を上げるということもなくなるであらうと思いますが、その過程において、急激にやるところ非常に大きな混乱が起きるということを十分考えながら、大きな目的は金融の正常化をはかりながら、その半面、公社債市場や資本市場の育成をはからって、バランスをとって自己資本比率を上げていくという道以外はないわけでござります。あなたがさつき申されたとおり二五%ではなく現在自己資本比率は二三%を割っております。ますます割る傾向にある。こういう事態においてOECDに加盟したり開放経済に向かっておるのでありますから、現在産業資金というものを正常な資本市場から得て、その結果論として金融の正常化がなしどげられるということでなければ、あなたが申されたようないくつかの目的は達成できないということを理解していただきたい。

えておりますように、またただいまお話をありますように、大体全部が借金政策でやつておる、かような経済界については非常な危険があるんだ、これは借金をするのも悪いが借金を許しておるもの悪いんだ、貸しておるところに問題があるんだと各界からたいへん痛烈な批判を受けました。結論といったしまして、金融のルールを考えよう、またその正常化の方向で努力しよう、これはもちろん財界、経済界だけではなく、政府もこれと一緒になりまして法律の改正をやる必要がないか十分研究すべきだ、かように考えますが、たゞいまさしありなし得るところに、金融のルール、これはひとつりっぱな案を持ち寄らう——先ほどはいまの連中ではたよりにならないというお話をございましたが、しかし民主的な方法としてはただいま申し上げるような会合、そういうものを通じましてルールをつくっていく、これが望ましいように思いますので、ただ話を聞いただけでなしに、早急にその方向で案をまとめるように、たゞいま経済企画庁のほうにもそういうことを命じたばかりでございます。おそらく同じような立場に立つてただいまの経済界の実情を見たりあるいは今後のあり方等を例にいたしますと、ただいまお説がありましたように金融の正常化、これはほんとうに真剣に取り組むべき事柄だと思いますので、冗談は冗談としてともかくもただいま申し上げるような政府の所信を申し上げて春日さんへのお答えいたします。

○春日委員 拝聴いたしました。

私は結語を述べて質問を終わることにいたしましたが、いま田中大蔵大臣から述べられました。私は本委員会においてすでに三年間あなたの説を伺っておりますし、またあなたの経歴は政調会長として十分政策と取り組まれて研究もされておると思う。ただ御反省を願いたいことは、あなたがどのような経済理論に透徹しながら、金融政策も把

Digitized by srujanika@gmail.com

握しながら、そのやつてこられた結果は何であるか。それが現状であるということでございました。たとえば昨年の春においては東発の問題がございました。サンウエーブの問題がございました。先月においては日本織維の問題がございました。それから山陽特殊製鋼の問題、きょうは人の身である。われわれはあなた方がそのような理論の上に立って、確信を持って施策を行なわれた結果がかかるのとき現象となつてあらわれてきておるものであるということを反省されるとともに十分御勉強願いたいと思う。

ただ最後に私が指摘しておきたいことは、いろいろと金融が緩和されようとしておる。公定歩合も再び下げられようとしておる。このとき、われわれは安定成長のためには再び設備投資を再燃せしめてはならぬということです。そのためには、設備投資に要する資金供与を遮断しなければならぬ。これがはたして金融・融資ルールによってその実際の効果をあげ得るか、あるいは法的措置を講ずるにあらざれば、その効果をあげ得るか、この点は十分御判断を願つて、勇気を持つてその断をとらせていただきたい。

私の時間が参りましたから、わが質問はこれにて終わり。

○吉田委員長 ただいま議題となつております各案中、関税率法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

本案に対しまして、山中貞則君外二十三名より修正案が提出されております。

第三条のうち、別表の改正に関する部分中「別する修正案

関税率法等の一部を改正する法律案に対する修正案

関税率法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

表第〇四〇二号から第〇四〇四号まで、第〇七〇五号、第〇八〇一号、第〇九〇一号、第一〇〇一号、第一〇〇三号、「」を削り、「第一〇〇六号」を「同表第一〇〇六号」に改め、同表の改正に関する部分の前に次のように加える。

別表第〇四〇二号から第〇四〇四号まで、第〇七〇五号、第〇八〇一号、第〇九〇一号、第一〇〇一号及び第一〇〇三号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

### 一〇〇五 とうもろこし(関税率法第一三三条)

(1) 当該年度における国内需に付けるものと用を受けるものとの差額

おける国内需に付けるものと用を受けるものとの差額

(2) その他のもの

一〇%
三月三一日
昭和四二年

### 一〇〇五 とうもろこし(関税率法第一三三条)

(1) 当該年度における国内需に付けるものと用を受けるものとの差額

おける国内需に付けるものと用を受けるものとの差額

(2) その他のもの

一〇%
三月三一日
昭和四二年

以上であります。

この修正案は、関連農家約二百万人に及ぶと見られます。

この修正案は、関連農家約二百万人に及ぶと見られます。国内産でん粉の保護育成のために、トウモロコシの輸入に対し、総量の九割以上を占める無税扱いの飼料用はそのままといたしまして、残りのコーンスター用原料を中心として関税割りの制度を採用しようとするものであります。

念のために現在のでん粉市況について触れますと、カンショ並びにバレイショを原料としたでん粉の価格は、御承知のように低迷の一途をたどり、この現状では農産物価格安定法によって支持されております。支持価格による原料イ

〇五号、第〇八〇一号、第〇九〇一号、第一〇〇一号、第一〇〇三号、「」を削り、「第一〇〇六号」を「同表第一〇〇六号」に改め、同表の改正に関する部分の前に次のように加える。

別表第〇四〇二号から第〇四〇四号まで、第〇七〇五号及び第一〇〇三号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

### 一〇〇五 とうもろこし(関税率法第一三三条)

(1) 当該年度における国内需に付けるものと用を受けるものとの差額

おける国内需に付けるものと用を受けるものとの差額

(2) その他のもの

一〇%
三月三一日
昭和四二年

しかしながら、いま一つのでん粉産業に対する直接の圧迫要因といたしましては、同じでん粉のシェアに食い込んでまいります輸入コーンを原料といたしますコーンスターの分野の蚕食という見のがし得ない事実が、また大きな一つの原因をなしておることも否定できません。したがって、でん粉がいかにコーンスターに圧迫されておるかという事情について説明をいたしますと、実績の出でおりまつ三十八年と三十九年の見通し

一千六百八十円の価格の維持は困難な状態に陥ります。したがって、三十八イモ年度におきましても、政府におきましてはすでに二万五千トンの直接買入を行ないましたが、依然としてその価格は低迷、したがって、予算のない関係上、非常措置といたしまして五万トンを全般による団体の調整保管をいたし、これをやがて政府が買い入れをも行なつたわけですが、なお市場は低迷、今日の相場では、名古屋渡し約一千六百十円から三十円の間に低迷を続けております。したがつて、このまま推移いたしますれば、四十年度の新年度開始と同時に数万トンの政府による買い入れをもまた余儀なくされる現状に至ります。

このような国内産のバレンショ、カンショでん粉の長期にわたる低迷の最も根本の原因是、一昨年の八月に行なわれました抜き打ち砂糖の輸入自由化による糖価の暴落に遠因を持つてゐることは自明の理でございますが、この問題につきましては、別途今国会で農林委員会に提案、可決すべく糖価安定事業團法が党において審議をされておる段階にございますので、野党の協力をも得て、これが本国会を通過、立法されますならば、国内における粗糖相場の異常な高騰による関連産業への圧力要因の基本的な排除がなされるかと考えます。

見通しについて申しますならば、まずカンシヨで、それの需給の状態を比べてみますと、「一番大口の需要であります水あめ、ブドウ糖に対する需要が、三十八年度の五十四万一千トンより三十九年度は五十万六千トンに低落し、そのかわりコーンスタークによります需要が、三十八年度の一万五千トンから一足飛びに五万トンにふくれておるわけであります。明らかにコーンスタークの蚕食によつて代替された需要がまかなわれておるということが明瞭であります。こまかなものについても触れますと、繊維製品あるいは製紙原料、ダンボール等の需要に対しましては、カンシヨでん粉において三十八年度は八千トンの需要がございましたものが五千トンに減り、バレイシヨでん粉においては一万二千トンでありました需要が七千トンに減少し、かわりにコーンスタークによります需要は、三十八年度の八千トンが一万三千トンにふくれ上がりつているであります。また加工でん粉について見ますならば、三十八年の六千トンがカンシヨにおいて二千トンに減退すると同時に、コーンスタークにおきましては、二万五千トンより三万三千トンにふくれ上がつております。ビルに対しましては、カンシヨでん粉の需要は、三十八年度二万トンでありましたものが四分の一の五千トンに低落し、かわりにコーンスタークを需要先といたします需要は、一万吨より二万八千トンにふくれ上がりつております。またグルタミン酸ソーダにおきましては、カンシヨでん粉において六万トンありましたものが、三十九年度は三万八千トンに減少し、コーンスタークにおいては、三十八年度需要皆無でありますましたが、一挙に二万二千トンの需要を三十九年度に見ようとしております。食用その他については、バレイシヨでん粉におきまして三十八年度四万五千トンの需要が三万四千トンに減少をいたし、かわりにコーンスタークが二万二千トンから三万二千トンにふくれ上がっておるわけであります。その結果、国内産のカンシヨにおきましては、昨年度供給過剰と

に対し、本年は生産量において五万トン減少してお  
りながら、十一万トンの過剰要因となつてお  
けであります。バレンシアにおきましては、三  
十八年度過剰を生じなかつたものが、二万八千ト  
ンの過剰を生じ、したがつて、政府におきまして  
は、四十年度予算ですでに七万六千トンの原料で  
ん粉の買い入れを予定せざるを得ないところにま  
で追い込まれているということがここで明瞭に  
なつてまいります。

さらにこのような状態を裏書きいたします。コ  
ンスター・チの生産状況について申し上げますと、  
その生産の状況は、三十五年度二万八千トン、三  
十六年度三万六千トン、三十七年度八万一千ト  
ン、三十八年度十四万トン、三十九年度二十万七  
千トン、四十年度推計三十三万トンより三十七万  
トンに達しようといたしております。すなわち、  
対前年比八割ないし九割の飛躍的な生産増を示し  
ておるわけでございまして、このコストの面につ  
きましても、輸入のコーンを原料といたします  
コンスター・チにおきまして、合理化企業において  
トン当たり四万六千三百二十三円となり、またつ  
い最近一两年のうちに創業いたしました企業にお  
いては、償却その他の面において不利があります  
ために、五万九千七百三十三円となつております  
が、カンでんの政府支持価格による一千六百八十  
円を消費地ペースにおいて換算した一千七百八十  
円キロ当たりをトン当たりに換算いたしますと、  
四万七千四百六十七円となります。これをコンス  
に換算いたして比較をいたしますると、五万三百  
六十円となり、輸入コーンによりますスター・チ  
は、国内産のでん粉に比べまして、トン当たり四  
千円の優位に立つておるということが明らかにさ  
れておるわけでございまして、そのため、先ほど  
触れましたとおり、今日の名古屋の引き渡し相  
場の一千万六百十円ないし三十円の相場が、コンス  
換算でいたしますと四万五千六百円から四万六千  
一百円と相なり、この四千円の力の差、コストの  
差そのものが実勢の流通市場にあらわれておるこ

とが明瞭に指摘されるわけでございます。このような点から考えまして、われわれはコーンに対する何らかの規制を必要とするということを考えたのでござりまするが、しかしながら、すでに自由化されておりまするコーンに対しまして、これの自由化をもとへ戻すという処置につきましては、今日の国際経済環境というものが、自由化をもとに戻すことについてはやや環境に逆行するくらいもあり、また後進国の一次産品でもござりまするので、それらの点を配慮をいたしまして、かわるべき方法といたしまして、数量を規制するかもしれませんのは関税を引き上げるかということを考えたわけでありますけれども、最終的に関税割り当制度を採用いたしまして、先ほど冒頭に説明いたしましたごとく、一次税率一〇%、これは現行一〇%の税率と同じでございますが、これによる数量規制を行ないまして、二次税率を二五%とし、それによりまして当初の目的を達したいと念願をしておるわけであります。これにつきまして、私どもといたしましては、幸いにして民社党の同調を得たのでありますけれども、社会党におかれましては、承りますところは、その趣旨において同感であり、方向についても考え方を一にするけれども、この規制をさらにきびしくし、第一次関税率を現行一〇%より一五%に引き上げたほうがよろしいという御意見のようでございました。考え方そのものについては私どもも同感をせざるを得ない点があるのでござりますが、しかし、私どもが一次税率一〇%を採用せざるを得なかつた理由について申し上げたいのでございます。

それは、先ほども触れましたが、国際経済の環境が関税を引き下げる方向に向かい、自由化の趨勢にございまするときに、関税割り当制度を採用し、さらに一次税率を五%引き上げました場合に、ガットその他の会議における報復関税との配慮もしなければなりませんし、また、さきに触れましたとおり、後進国的一次産品の問題がござりますので、コーンに対する措置を一挙にきび

しくいいたしますと、ガットその他の会議における後進国よりの突き上げ等も配慮をせざるを得ない点等がございました。したがつて、部内の調整におきまして、大蔵、外務、通産等におきまして慎重な態度を望む声が強かつたこと、さらにもう一度大蔵省といたしましては、アルコールの原料として輸入されるコーンにつきまして別ワクにさばくことが困難でありますするため、一挙にこれを同じワクの中で五%引き上げますると、アルコール原料の値上がりとなり、酒類の値上がり等を招いたいたしますするため、この点に対する若干の難色を示した点がございました。

また、これは政治的な配慮の問題でございますが、一五%に引き上げて数量規制をきびしくいたしますると、現存いたしておりますのコーンスターチ企業のうち、推定されますが、大企業のわざか二社のみが生存を可能とされ、残りの六社が脱落すると申しますか企業がやつていけないというようなことになる可能性もございますので、それらの点は公平に処するべき政治の立場から、やむなく五%の引き上げといふものは一〇%にとどめて数量の規制をいたしたわけございません。したがつて、数量の規制につきましては、法を背景に置いて規制をいたすものでございませんから、欲するところではございませんでしたが、関係省相互間並びに主管省であります農林省と業界との間に、申し上げまするような覚え書きを確認させた次第でござります。

どうもろこしつについては、それがコーンスターク用に流用されることがないよう遺憾なきを期するものとする。三、その他の用途にかかるところもろこしつについては、当面、需要の実態が明確なものに限り、一次枠の割当を行ないコーンスターク用に流用されることがないよう行政指導に努めるものとする。」以上でございます。

○有馬委員 同僚山中委員から提案がありまして、コーンスタークの輸入数量の制限についての方針については、私どもも大いに賛意を表すると同時に、その努力に対しまして心から敬意を表した時に、存じます。ただ、私たちが心配いたしますのは、コーンの輸入の中で銅料用以外で昭和三十六年に六万一千トンでありましたものが、三十七

響について私どもは非常に憂慮をいたしておりますが、その後百四十円台のものがすでに四十年三月十九日現在では九十三円五十銭というぐあいに低落いたしております。この国内でん粉に与えた影響がいかにひどいものであったかという点について、私たちは身近に毎日のようく知らされてまいりました。そういった意味合いでおきました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

なれ。農林省はコーンスターク協会との間に次のような文書による誓約書を入れさせました。(食糧庁長官殿 誓約書) この度び貴庁より内示されましたコンス製造用とうもろこしの輸入に際して、関税割当制度の適用(一次税率10%、二次税率25%)、一次税率相当の原料数量はコンス換算一八六・八、米通商二三・三と定められました。

年には十一万八千七百トン、三十八年には二十  
万トン、三十九年の見込みでは二十八万トンと急  
激にふえてまいっております。しかも価格の面を  
おきましてはC.I.F.トン当たりで大体三十七年で  
二万七百八十一円、三十八年で二万一千五百六十  
円、三十九年十一月で二万三千三百十九円と

も、この無謀な自由化に対する事後措置として、単なるびほう策ということは許されないと思うのであります。そのゆえにいま申し上げましたようなに、さらにこの十八万トンを、せめて十五万程度まで押える、もとより八社に与える影響を考えないわけではありませんけれども、やはり二百万

○吉田委員長 次会は、明二十四日午前十時より理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

以上の点によりまして、法的な規制を持たざる量の規制ではございますが、この実行は間違いなく果たされるものと存じ、したがつて所期の目的は達成されるものと存します。

なお、念のために申し上げますが、今回の編成を終わつてすでに参議院に回つております予算の収入中、関税収入には、この修正をいたしましても、見るべき影響はないということを申し上げておきます。

なっておりますが、現況では二万六千円程度になつておるのであります。それで私どもが心配いたしましたことは、このたびの割当量が十八万トンということでありますけれども、この生産が毎年二倍以上にふえてまいつております趨勢を大いに考慮しなければなりません。そういった意味合いでおきまして、私どもは、やはりいま八社について触れられたのみでありますけれども、対象農家、茨城、埼玉、栃木、千葉あるいは鹿児島、熊本、宮崎等のカソシヨでん粉の生産農家二百万人に及ぶ人たちと八社の立場というものを慎重に配慮せざるを得ないのであります。そういう意味

人の農家と八社ということを慎重に配慮いたしました結果、十五万トン、一五%という線をあえて主張いたしまして、いま提案されました修正案の方向については賛意を表しながらも、その割り当て規制量について希望的な意見を述べ、私どもはて反対せざるを得ないのであります。

われわれの意のあるところを数字等をもって明瞭にいたしまして、反対討論を終わりたいと存じます。(拍手)

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。

以上でございます。  
○吉田委員長 これにて修正議案の趣旨の説明は  
終わりました。

合いにおきまして、やはりこの際一五%まで踏み切るべき段階にきておるのではないかと確信をいたしております。特に政府部内におきましても、

続いて採決に入ります。  
まず山中貞則君外二十三名提出の修正案について  
て採決いたします。

○吉田委員長 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

やはり臨時關稅等についても通產省等においてすでに考慮されつつある現在、あるいはイギリス等においては輸入課徵金その他國內産業の保護のために、やはり世界の趨勢の中でもこれに敢然として必要な措置をとる等の配慮がなされている点

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○吉田委員長　これより原案並びに修正案について討論に入ります。

等、私たちには学ぶべき点が多くあるのであります。そういった意味合いでおきまして、やはり一五%の線まで持つていく必要があることを特に強調いたしたいと思うのであります。

て原案について採決いたします。  
これを可決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕



昭和四十年三月三十日印刷

昭和四十年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局